

きてしまいます。民主党提出の基本法案は、大規模自然災害や、あるいは原子力事故、テロ攻撃など、広範な緊急事態に対処するものとして提案されております。これは、いわゆる有事法制があくまで緊急事態の一つとしての武力攻撃事態が発生した場合の言わば危機管理の仕組みをあらかじめ作るものであつて、それ以上の軍事的な積極的な意味を持たないことを内外に明らかにして、特にこれを運用する政府自身にくぎを刺す意味を持つものというふうに考えております。

さらには、日本の安全を確保するための国際協力など、いわゆる有事法制を使わなくてもよくするための規定が盛り込まれておりますが、第十八条の予防外交、第十九条のPKO、第二十条の軍備管理・軍縮、第二十一条のテロ防止、第二十二条のODA、第二十三条の安全保障分野における協力などでありまして、こういう点が決定的に重要な要素だと思います。自然災害や原子力事故や、あるいはテロ攻撃などの方が武力攻撃事態よりも発生の可能性というものが非常に高いことも既に指摘されているとおりであります。

この重要な基本法案について、その意味が十分に理解されているとは言い難いと思つております。報道でも、この基本法案を説明するに当たっては、有事への対応を定める基本法という説明がされたりもしておりますが、基本法がいざ出たときに、民主党が想定したものとは全く似て非なるものであつては、話が違うということになってしまいます。将来に大きな禍根を残しかねません。

改めて、民主党はどういうものとしてこの法案を提案したのか。そして、与野党の合意の中で検討が合意された基本法制とは、基本的にこの基本法案の考え方というものがしっかりと盛り込まれて合意されたのか。実際でき上がったときに、それはこれまで盛り込まれていれば合意の意義があった、あるいはこれがなければ合意の意味がない、そういう決定的なポイントをお話しいただきたいというふうに思います。

○衆議院議員（渡辺周君） 御答弁を申し上げます。

先生の地元でございます宮城県も被害に遭われた、まず地震につきまして言及されましたけれども、お見舞いを申し上げたいと思います。

また、こういう大規模自然災害、これは今回の基本法におきましては、過般の一昨日の大規模な自然災害はもちろんであります。もちろん、我が国に対して、国家に対して急迫不正の武力行使があつた場合、どう対応するか。そのことをすべて考えまして、大規模な着上陸型のいわゆる侵攻力あるいは不審船、武装工作船ですね。

こういう実際あり得た蓋然性の高いことにつきまして、すべてのこういう問題に対応できる包括的な基本法案を策定をして、特に今回の私どもが主張したことの中には、やはり基本的人権といふことをいかなる有事においても守らなければいけない。正にこれは国民を守るために概念を取り入れて、そしてまた、今幾つか挙げていただきました、例えば予防外交、外交努力をいかにすることかということを主眼にしまして基本法を提出し、今は衆議院で継続審議となつてあるところでございます。

与党との合意の中で、この継続審議を、是非この我々の法案をたたき台にして今後検討され、また、与党の委員や参考人からもこの基本法の必要性ということについては繰り返し前向きな指摘がされているところでございますので、今回のこの法案につきましては継続審議となつておりますけれども、我々の意図するところを今後のたたき台としていただけるものだらうと期待をしているところでございます。

○岡崎トミ子君 この合意について、与党の提案者はどのように受け止めているでしょうか。

○衆議院議員（中谷元君） 民主党が提案されまし

る基本的な法制につきましては、私もこの法律が必要ではないかという認識は共通するものでござります。また、民主党が言われたように、憲法で規定されていなかつた部分を基本法で成立させる

と、制定するというのは意義があることでござります。

しかし、この範囲が、灾害、テロ、不審船、原爆事故、また武力攻撃事態と非常に多岐にわたつていまして、それぞれ基本法のある分野もありますし、また実施する組織が、警察、消防、海上保安庁、自衛隊、また国、地方、いろいろとまちまちであります。私が一番難しいと思うのは、いわゆる災害等は国内法で対応できますけれども、武力攻撃事態となりますと国際慣習とか国際法規の分野がありまして、憲法問題も入ってくるわけでありまして、これには非常に一まとめにする上においては憲法も含めた議論が必要ではないかと思いますが、しかし、民主党が出された基本法案を基に四党で真摯に検討して成立を得ると、成立を目指すということを合意しておりますので、私どもいたしましても、民主党の基本法案を基によく研究、検討してまいりたいと思っております。

私は、国民の保護の法制の問題もござりますので、この段階で更に御理解を深めていただき、なおかつ協力もいただかなければいけないと、こういうことをするのかということが国民にもこの議論を通じてかなり分かつてきていたいと思います。

私も、これで十分だともちろん思つておるわけではありません。特に、国民との関係においては国民の保護の法制の問題もござりますので、この段階で更に御理解を深めていただき、なおかつ協力もいただかなければいけないと、こういうことをするのかということが国民にもこの議論を通じてかなり分かつてきていたいと思います。

委員のおっしゃるようなことだけではない、またそうでないように努力するのが我々の役割であり、また委員にもお願いをしたいというよう思つておるところでございます。

○岡崎トミ子君 官房長官の努力をするというお話をしたが、これまでのことがそういうふうに疑惑の目を向けられてしまうという、そういう内容があるんですね。

○岡崎トミ子君 官房長官の努力をするというお話をしたが、これまでのことがそういうふうに疑惑の目を向けられてしまうという、そういう内容があるんですね。

つまり、イラク戦争において、米軍などの武力攻撃について安全保障理事の決議がある場合、それがならない場合、日本がどういうふうに対応すべきか、こういう点が争点になつたと思いますけれども、非常に受け身だったというふうに私は思いました。決議があつたらどうしようか、決議がなかつたらどうしようかではなくて、もっとより積極的に、世界の秩序を守るのは武力ではなくて条約などのルールと国際協調であるということをしっかりと国際社会に世論をリードしていくべきだったのではないかというふうに私は思うんですね。

この疑いをどのように払拭しようとしているのか、官房長官にお伺いしたいと思います。

○國務大臣（福田赳氏君） この今御審議いただいたおります有事法制につきまして、この必要性と、制定するというのは意義があることでござります。

少なくとも、国連の決議が出ましたら、出たら出ながつたらということで対応を考える受け身の姿勢ではなくて、決議が必要だと考えるか考えないか、必要だとすればどういう決議が必要だと考えるのか、そもそも日本として武力行使が適当と考えるのか考えないのか、こういった点を押さえて積極的に対応すべきだったのではないかというふうに思っております。

ちょうど私は、三月二十日十一時四十五分、官房長官と内閣委員会でこの問題についても話ををしていて、ぶつりイラク攻撃が始まつたということで委員会が終了して、閣議を開かなければいけないということで退席をされたことを覚えておりましたけれども、非常にこの辺の、イラク戦争に対しての日本が取るべきであった姿勢というものが非常に後手手であつたというふうには思つておられますと、本当に平和をリードしようとしているのかという、その姿勢が世界にも示すことができなかつたというふうに思つております。どうですか。

○國務大臣(福田康夫君) 質問をいただきまして、「三月二十日の質疑でお答えを私いたしました。その議事録見て結構よく説明しているなど、こう

我ながら思つておるところなんござりますけれどもね。十分な、私、説明をそのときにもさせていただいたというふうに思いますけれども。

後手手とか努力をしていないとか、そういうような言葉は私は当たらないというように思いましたが、もう少しく、例えば外務省がどうしていつたか、総理がどうしていたか、動静だけでも見ていただければ、随分日本もやつていたなということはお分かりいただけるんじゃないかと思いま

す。

実際問題言つて、もう最後の最後、ぎりぎりまで我が国は何とか平和的な解決できないかという

こといろいろな働き掛けをしてまいりました。しかし、万やむを得ずというようなことでもって米国が、米英軍が攻撃を開始するという事態になりましたし、そのことは非常に残念には思つておりま

ますけれども、しかし、本当にぎりぎりの交渉をしましたとすることは、これは記録見てもお分かりだと思いますけれども。

決して私は後手手の交渉をしたなんというふうには今回のことについて思つておりません。むしろ、例えば、何番でしたかな、一四六八だったかな、あの国連決議の……（「一四四一」と呼ぶ者あり）一四四一、一四四一の国連決議などは、

これは正に我が国が米国に執拗に働き掛けて出てきたと。それだけではないと思ひますけれども、

そういう部分もあるんですよ。

ですから、いかに我が国として一生懸命そういう

平和的な解決のために努力をしてきたかといふ

ことについては、もし詳しくお知りになりたけれ

ば川口大臣からお聞きいただきたいんですけれども、そういうことについては是非真っすぐに御理

解をいただきたいというよう思つています。

○岡崎トミ子君 それは、その外務大臣にもお伺いしておきたいと思いますけれども、やはり世

界の秩序をルールと国際協調でもつてしっかりと

維持していくこうということを考えれば、国連中心主義というか、国連の機能が重要なつてくる。

日本はずっと国連中心主義というふうに言つてき

たわけですから、それを貫くべきだという議論は、

正にそういうことなんだというふうに思つんです

ね。

しかし、現在の国連の枠組み、どうでしょうか。

完全なものにはなつてない、地に落ちたという

ふうにも言われたりなんかしておりますけれども、この国連中心主義でいく、あるいは逆に、国

連を軽視するのではなくて、安全保障理事国、と

りわけ理事国以外の国々の人たちに対する意向

を反映させる仕組み作り、このことも大事だとい

うふうに思いますし、世界的な市民の世論を反映

できるようそういう形に、国連を言わばもつと

民主化していく、このことが大変大事だと。この

ことを気概を持って日本はするべきではないかと

いうふうに思つておりますけれども、いかがです

か。外務大臣。

ますけれども、しかし、本当にぎりぎりの交渉を

してきましたとすることは、これは記録見てもお分かり

ります。

○國務大臣(川口順子君) 国連改革の必要性につ

いては、これは委員のおっしゃるとおりだと思います。

我が国の外交というのは、日米同盟を基軸とし

て同時に、国際社会の平和と安全というのが

非常に大事なことでございますから、そういう意

味で国際協調を中心とする、国連というのはその

国際協調の中で重要な役割を果たしているわけ

ですけれども、その二つを我が国は大事として外交

をやってきているわけですが、その中で、国連に

ついて、これは委員がおっしゃるように、できて

からかなりたつてある組織でもございまして必ず

しも今の国際社会の状況を反映をしているとい

うことは言ひ難い状況がございます。

そういう意味では、総理が先般、日米首脳会談

の折でも国連改革のお話をなさつて、米国として

もきちんとフォローをするというお話をいたい

ことは言ひ難い状況がございます。

そういう意味では、総理が先般、日米首脳会談

の折でも国連改革のお話をなさつて、米国として

もきちんとフォローをするというお話をいたい

ことは言ひ難い状況がございます。

そこで、今後、安保理の改革あるいは敵国条項、こう

いったことにつきまして更に精力的に国連の改革

のための努力をしていきたいと考えております。

○岡崎トミ子君 もちろん国連改革や国際協調に

よつて世界の平和の安定を守る仕組み作りは一国

ではできないだろうというふうに思つます。

世界の理解を得るためにアメリカとの付き合い

方は本当に慎重が必要だというふうに思つんで

いますが、ブッシュ大統領は就任以来、強引な一国主

義路線を突き進んできております。昨日も田議員

が指摘をされておりましたけれども、京都議定書

からの離脱とかCCTBTの批准拒否とか、あるい

は弾道弾攻撃ミサイルABMの条約の脱退、日本

が提出した核兵器の全面的な廃絶への道程決議反

対。もうなりふり構わない姿勢だというふうに私

は思つんです。

○國務大臣(川口順子君) 委員がおっしゃいま

たように、我が国としては、ICCの設立に向

け一貫として積極的なリーダーシップを発揮をし

まつた。いいじやないですか。外務大臣、いかがですか。

○國務大臣(川口順子君) 委員がおっしゃいま

たように、我が国としては、ICCの設立に向

け一貫として積極的なリーダーシップを発揮をし

まつた。いいじやないですか。外務大臣、いかがですか。

日本はICC規程採択のために大変な努力をし

たと外務省のホームページにも書いてございま

す。日本は、国際社会における最も深刻な犯罪の

発生を防止して、もつて国際の平和と安全を維持

する観点から、国際刑事裁判所、ICCの設立を

一貫して支持し、その実現に向けて努力していま

す。一九九八年のローマ会議においても、日本は、

ICC規程採択のため積極的な貢献を果たし、各

国より高い評価を得ました、こんなふうに書いて

ありますけれども、では、日本はなぜ批准でき

ないのか、せつかく活躍をしてきたのに、もつた

ないじやないですか。外務大臣、いかがですか。

日本はICC規程採択のために大変な努力をし

たと外務省のホームページにも書いてございま

す。日本は、国際社会における最も深刻な犯罪の

発生を防止して、もつて国際の平和と安全を維持

する観点から、国際刑事裁判所、ICCの設立を

一貫して支持し、その実現に向けて努力していま

す。日本は、国際社会における最も深刻な犯罪の

発生を防止して、もつて国際の平和と安全を維持

の重大な違反行為等が該当するというふうに規定をされているわけでございまして、こういった点について今後法整備が行われるということになれば前進をするというふうに考えております。

○岡崎トミ子君 とにかく、条約成立から五年たつておりますからね。日本政府は、今、努力をすると、検討をする方向と言つておりますけれども、これは異常にテンポが遅いというふうに私は指摘をせざるを得ないと思いますが。

この国際人道法の扱いについては、いわゆる有事法制研究において第三分類に位置付けられておりますが、このジュネーブ条約の追加議定書、第一議定書、第二と、ともに日本は未締結でございます。

衆議院での審議の際にも、民主党の首席議員の質問に答えて、官房長官、外務大臣は、締結に向けて詳細な検討を行つておられる中で、いつまでに弁をされておりますけれども、これ、いつまでに締結をされるのか、何が課題として残されているのか、明確に答えがありませんでしたので改めて聞きますけれども、いつまでに締結されるのか、目標はいつくらいなのか、お示しいただきたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) おっしゃるように、まだ未締結であるわけですが、これを締結を、追加議定書を締結をするためには、先ほど申しましたように、所要の国内の実施のための措置を取ること、これが不可欠であります。

そして、現在、事態対処法制の整備に当たり、関係省庁間で国際人道法の的確な実施を確保した国内法制の整備に向けた検討作業が行われております。これを踏まえまして、事態対処に関する諸法規全体の整備と時期を同じくいたしまして追加議定書を締結する方向で、現在、詳細な検討を進めています。

○岡崎トミ子君 主要国ではほかにどこの国がこの条約を批准していないのですか。国を挙げていただきたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 恐縮ですが、今、把握

をいたしておりませんので、これについては調べます。アメリカでござりますよ。

私が新聞を見たところでも、米国に気兼ねをしているのだとすれば、国連中心外交の看板は色々と色あせておられるという、こう

いう状況になつておられるわけですよ。

この国際人道法は、今の国際社会においてはいかなる状況下でも各国が守らなければならない最低限のルールだと言つておられます。この最低限のルールというのは、どんな武力紛争でも民間人への攻撃は許されないという国際人道法の考え方ですね。そういうことを決めていて、代表的なのはジュネーブ四条約とその追加議定書といふことなわけなんですけれども、残念ながら、世界じゅうの紛争が絶えない中で、この国際人道法が定める規律が守られない事態が多発しているというのが現状なわけです。

この状況を踏まえて、国連総会では、継続的に二つの追加議定書への調印と批准を求める決議を採択しておりますけれども、この人道の侵害を許さないという意思、きつちり日本も表示をしていく、その意思表示のためにも早期にこの条約を批准する必要があると思います。

今回、国民保護法制を速やかに整備するというふうに言つておりますけれども、この追加議定書ですね、この追加議定書に批准するため、国内法も速やかに整備すべきだというふうに思いますけれども、この速やかに整備すべきということについて、よろしいですか。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど申しましたように、タイミングにつきましては、事態対処に関する諸法規全体の整備と時期を同じくして追加議定書を締結する方向で、現在、詳細な検討を進めています。

○岡崎トミ子君 実は、度々この委員会の中では

速やかにという言葉を聞いてまいりました。それまして、また御連絡をさせていただきたいと思います。

○岡崎トミ子君 川口大臣、アメリカでございます。アメリカでございますよ。

私が新聞を見たところでも、米国に気兼ねをしているのだとすれば、国連中心外交の看板は色々と色あせてしまう。これ、去年の段階で言つておりますから、もつともと色あせておられるという、こう

いう状況になつておられるわけですね。

○衆議院議員(中谷元君) そもそも、この法律は昨年の五月に国会で議論されておりましたけれども、それから一年たつておりますので、この法律にございました「二年以内を目標」という言葉を

「総合的、計画的かつ速やかに」ということに修正をしたわけでございます。

したがいまして、この修正に際しまして附帯決議を実施をして、国民の保護のための法律の整備は、武力攻撃事態対処法の施行の日から一年以内を目標として実施するということで決議をいたしましたので、それをそのとおり行つてまいりたいと思います。

○岡崎トミ子君 この国際人道法については、元々必ずしも本格的な有事法制を前提とするものではなかつたというふうには思つておりますが、

要するに、捕虜の扱い、あるいは武力紛争における非人道的行為の処罰に関する法律、これを定めればよかつたのではないかというふうに思つます。

されども、この速やかに整備すべきことについて、よろしいですか。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど申しましたよう

に、タイミングにつきましては、事態対処に関する諸法規全体の整備と時期を同じくして追加議定書を締結する方向で、現在、詳細な検討を進めております。

○岡崎トミ子君 実は、度々この委員会の中では組む、批准をする、国民保護法制などと同様に一

年以内にこれが整備される、これは自然だと思いますけれども、よろしいでしょうか、官房長官。

○国務大臣(川口順子君) 追加議定書の締結につきましては、これは先ほど申しましたように、関係省庁間で国際人道法の的確な実施を確保した国内法制の整備に向けた検討が行われているわけでございます。

○岡崎トミ子君 本当に慎重、真剣、どちらか

にござります。これを踏まえまして、事態対処に関する諸法規全体の整備と時期を同じくして追加議定書を締結する方向で詳細な検討を進めております。

○岡崎トミ子君 何かぐっと迫つてこないんですけれども、もう詳細な検討だけはすつと統いていいつなのがなというのが全く私たちの方に伝わつてこないので大変残念なんですけれども。日本が本当に平和の世界に向けてのリーダーシップを發揮しようということであれば、これは当然もう本当に批准すべきだというふうに思います。

そういう条約が幾つかございます。それは、女子差別撤廃条約選択議定書あるいは自由権規約、このB規約の選択議定書、これもそうであります。未批准でございます。世界じゅうから日本の決断が求められているというふうに思いますが、こうした条約については早期に批准すべきではないでしょうか。決断はいかがでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) これについても今まで何回か別な委員の方からお尋ねをいただいておりますけれども、このおっしゃった二つの議定書、女子差別撤廃条約選択議定書と自由権規約選択議定書ですが、これはそれぞれ個人通報制度を定めておりまして、これは条約の効果的な担保を図るという趣旨から注目すべき制度であると考えておりますけれども、司法権の独立を含め、我が国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがござりますけれども、司法権を締結をいたしておりません。締結の是非について真剣かつ慎重に検討をしているところでございます。

○岡崎トミ子君 本当に慎重、真剣、どちらかにござります。

○岡崎トミ子君 本当に慎重、真剣、どちらかにござります。

かなというふうに、これもやっぱり取組が長い間行われながらも鮮やかな動きが見えてこないというのが現状だというふうに思います。一生懸命この有事法制を作りまして、一人前の国家として当たり前だと胸を張ってしまうこと、その周りのことについてはなかなか今のようなはつきりとしたい答弁であるということ、そういう動きが見えないということ、これもやはり私は不信感の原因だというふうに思っておりますので、分かりやすい取組をこれからも具体的に、積極的に行っていただきたいというふうに思っております。

川口大臣、ここからはいつでも御退席いただい結構だというふうに思っております。

次に、繰り返し議論されておりますが、民間放送事業者を指定公共機関とする必要性についてなんですが、指定公共機関に放送事業者が含まれているとすれば報道の自由の侵害につながるおそれがあると。これ、民主党は元々基本法案の中で、表現、報道の自由の不可侵を求めるとともに、指定公共機関の定義からは民間放送事業者を除外すべきであるということを主張してまいりましたけれども、衆議院段階では、結局、附帯決議の中では「報道・表現の自由を侵すようなことがあってはならないこと」とされたにとどまりました。

日本民間放送連盟 民放連は、民間放送事業者は視聴者の生命、財産にかかる緊急情報を法的規制によらずとも自主的な判断で当然のこととして速報する、これは国民の電波を預かるものとしての使命であり、改めて義務付ける必要はない、このように言つておりますけれども、これまでにももちろん議論されてきましたが、そのとおりでよろしいでしようか、官房長官。義務付ける必要はない。

○國務大臣(福田康夫君) 何ですか。

○岡崎トミ子君 義務付ける必要はない、そのとおりでよろしいですか。

いて、特に国民の生命等を守るために緊急情報を発するとか、そういう基本的なことについて御協力を願うということ、これは、そのために指定公共機関としての指定をさせていただくということについて、これは是非お願ひをしたいというふうに思つております。

○岡崎トミ子君 例えば、民放にはどうしてもいい
ててもらわなきやいけないというような、NHK
が何かによつて、それは放送できない状況になつ
たときに、それは今度民間放送の方に行くといふ、
こういうようなことについてもちょっと議論がさ
れたというふうに聞いておりますけれども、これ
は合理的な理由ではありませんよね。こういうこ
とではないですよね。

○國務大臣(福田康夫君) 速報性ということに着
目した場合に、例えばNHK、例えればですよ、一
昨日地震ございましたね、あのとき速報が流れる。

たわけではない。すつきり外すべきではないかと思ひますけれども、いかがでしようか。
○國務大臣(福田康夫君) ですから、速報性という意味において必要最小限というふうに私は申し上げましたけれども、内容を申し上げましょうか。
○岡崎トミ子君 結構です。私言いますから。
○國務大臣(福田康夫君) そうですか。それであれば、内容を見れば、これはやはり必要不可欠といふいうような御理解がいただけるものだというふうに思つております。

○岡崎トミ子君 衆議院では我が党の議員が、総理の記者会見の放送を要請したいと、ある情報について放送しないでほしいと要請することがあるかという質問したことに対しましても官房長官、内容については報道の自由が確保される必要があるという述べるにどまりましたけれども、明確に答弁していらないというふうに思います。

こういうことについて要請して、それを結局はこれは介入することになると思うんです、こうい

民の安全ということに着目したらば、やはりなるべく早くすべての国民に知らせたいということについて、情報について御協力を願うということについて、これは何ら私は民間放送といえども拒否するものではないというように思つております。

○岡崎トミ子君 民間放送の人、怒りますよ。今まで大規模自然災害ですか地震ですか、そのときに警報を流さなかつた、例えばそういうようなことがあるんでしようか。もう即、地震のときでも民間放送はそれに取り組んで、放送を始めております。

ですから、これは民間放送は自主的に必ずやります。競争しても民間放送はやります。それは当たり前のことだと思いますよ。ですから、義務付ける必要はないわけなんですね。

民放連は次のように懸念をしております。すなわち、指定公共機関となれば有事における放送計画を事前に策定して首相と協議する義務が課される。表現の自由を最大限尊重するという修正があつても政府が放送に介入するおそれがなくなつ

うことをしてくれということになれば。その点に
関して、同じ質問ですけれども、答弁を求めてお
きたいと思います。

○國務大臣（福田康夫君） 最後のところ何でし
たつけ。

○岡崎トミ子君 今のです、今のところはですね、
最後に……。

この間は、記者会見に出席をする、その出席を、
記者会見を放送を要請したりする、あるいは情報
について放送しないでほしいと要請することがあ
るかということの質問に対し、それは報道の自
由が確保される必要があるというにとどまつてい
るんですけれども、その言葉だけでは信用できな
いという、そういう意味ですね。

○國務大臣（福田康夫君） その放送をお願いする
内容等については、これから定めます国民保護の
法制の中で法定してまいりたいというように考え
ているところでござります。

○岡崎トミ子君 内閣官房と民放連とで話合いが
持たれているわけですけれども、その中で、今官

○國務大臣（福田康夫君） 何ですか。
○岡崎トミ子君 義務付ける必要はない、そのとおりでよろしいですか。

○國務大臣（福田康夫君） 武力攻撃事態において、要するに国民の生命とか国の安全とか、そういうようなことにはかかる非常に重大な事態にお

○岡崎トミ子君 簡単に言わないでいただきたいと思います。

○指定公共機関について、なぜ民間放送にまで代執行権が及ぶのか。この事態を、どういう事態を想定しているのか。災害対策基本法では代執行権まで規定していないんですけれども、いかがですか。

○國務大臣(福田康夫君) 今御発言ありました民間放送に代執行権を及ぼすと、そういうことはありませんよ。そういうことではございません。これは、あくまでも公共放送事業者に対して、速報性という、そういう、そういう機能を持つていて、わけでございますから、そのため緊急の必要最小限の報道をしていただこうと、こういうふうなことでございまして、例えば内容を申し上げましょうか、どういったようなことを考えているかということですね。これは実は……

○岡崎トミ子君 それは後で触れますので。

○國務大臣(福田康夫君) はい、そうですか。ということです。

民の安全ということに着目したらば、やはりなるべく早くすべての国民に知らせたいということについて、情報について御協力を願うということについて、これは何ら私は民間放送といえども拒否するものではないというように思つております。

○岡崎トミ子君 民間放送の人、怒りますよ。今まで大規模自然災害ですか地震ですか、そのときに警報を流さなかつた、例えばそういうようなことがあるんでしようか。もう即、地震のときでも民間放送はそれに取り組んで、放送を始めております。

ですから、これは民間放送は自主的に必ずやります。競争しても民間放送はやります。それは当たり前のことだと思いますよ。ですから、義務付ける必要はないわけなんですね。

民放連は次のように懸念をしております。すなわち、指定公共機関となれば有事における放送計画を事前に策定して首相と協議する義務が課される。表現の自由を最大限尊重するという修正があつても政府が放送に介入するおそれがなくなつ

うことをしてくれということになれば。その点に
関して、同じ質問ですけれども、答弁を求めてお
きたいと思います。

○國務大臣（福田康夫君） 最後のところ何でし
たつけ。

○岡崎トミ子君 今のです、今のところはですね、
最後に……。

この間は、記者会見に出席をする、その出席を、
記者会見を放送を要請したりする、あるいは情報
について放送しないでほしいと要請することがあ
るかということの質問に対し、それは報道の自
由が確保される必要があるというにとどまつてい
るんですけれども、その言葉だけでは信用できな
いという、そういう意味ですね。

○國務大臣（福田康夫君） その放送をお願いする
内容等については、これから定めます国民保護の
法制の中で法定してまいりたいというように考え
ているところでござります。

○岡崎トミ子君 内閣官房と民放連とで話合いが
持たれているわけですけれども、その中で、今官

房長官がペーパーを先ほどからお持ちになつていらっしゃる放送をお願いする事項というのを指示されていて、これはNHKと全く同じ内容だというふうに伺っておりますが、その中に警報の発令、解除、武力攻撃事態の状況、避難の指示及び解除となつておりますし、この中に、警報の発令及び解除すると書いてあるその下に武力攻撃事態の現状及び今後の予測とあって、もう一つ、二番目の武力攻撃事態の状況のその下に武力攻撃に関する状況の推移というのに入つております。これは思つておりますし、民放連は申入れの中でもきちんとここについて反論して言つております。

民主主義の根幹である報道の自由にかかる領域で指定公共機関を法制化することは受け入れられないのその後に、有事であつても知る権利に奉仕する報道の自由が確保されることが究極的には国民の生命あるいは安全を守ることにつながつていくということでありまして、彼らは大本営発表はやらないんだということを言つております。この武力攻撃の状況に関する推移というのは大変広い状況になるのではないかでしょうか。

これが、具体的にありますけれども、報道の自由、そこに介入すると言わないので、私はやっぱりこれは介入することになるだろうというふうに思いますがれども、いかがですか。

○國務大臣(福田康夫君) 今、委員がおっしゃられました、これは実は民間放送事業者団体に対して説明をこの二月にいたしました。その中で、放送をお願いする事項と、う資料を配付いたしたわけでございます。指定公共機関でございます放送事業者の対処措置について、その項目を挙げて説明をしたと、こういうことでございまして。

具体的に申し上げた方がいいでしようね、それが分かりやすいということで申し上げますと、その資料の内容として、まず一に、一として、警報の発令及び解除として、武力攻撃事態の現状及び今後の予測、それから危険地域、住民の避難に關し実施すべき対処措置。次に、二、武力攻撃事

態の状況として、武力攻撃に関する状況の推移、住民の避難や避難住民等に対する救援の状況、関係機関による対処の状況。三、避難の指示及び解除として、住民の避難を行う地域、住民の避難先となる地域、予測される避難の期間、避難の方法をそれぞれお示しをしたと、こういうことでござります。

この項目を見てお分かりだと思ひますけれども、やはりそのとき国民が、自分の安全、それから、まあいろいろあるでしよう、自分の家族だと会社がどうなるかとか、そういうふうなことの状況がどういうような状況に置かれているかということを理解するためにも、今申し上げたようなことを放送でもつて直ちに知るということは、これは必要なんじやないでしようか。一刻を争うという場合もあるかもしれませんからね、本当に。そういう意味で、私は、まあこのぐらいのことは知りたいなど、「一国民としてもそういう感じは持つわけでございます。

それから、今大本営発表というそういうお話をございました。これはそのときの政治の問題なんですね、政治体制の問題なんですね。ですから、これはこの法律そのものの問題じゃないというようについてしております。

○岡崎トミ子君 民放連にお伺いしましたときには、武力攻撃事態の認定ですかそれに伴う施策ですね、そういうものが正しいのかどうかということについては自分たちが判断するんだと、きつりと報道機関が判断して放送するんだということを言つておりますけれども、それでいいんですね。

○國務大臣(福田康夫君) 一民間放送でそういうふう、何といふんですかね、危機の状況とかそういうふたようなものが把握できるのかどうか、その能力をお持ち合わせなかどうかということも当然ありますよね。

これについて、その内容について、それが疑わしいとかなんとかいう、そういう意見はいろいろあるんだろうと思います。政府の言うことは信用あるんだと思うんですけど、

しないという人もいる可能性もないわけではないわけではない、という意味においてね、そういうこともありますけれども、しかし、なるべく多くの国民をそういう状況の中から救い出すというためにはなるべくたくさん的人に知つていただきたいと、そういう趣旨でござります。

○岡崎トミ子君 全く民間放送を理解していらっしゃらないなというふうに思うんですけども、民間放送は積極的に、そのことは言われなくても、指定機関とされなくてもやるんです。戦時下における役割というのは、マスコミは政府の言いなりにならないんだということ、これはもう自主的な判断で報道をしていくという、この姿勢が大変大事なんですね、政府の便利な存在ではないし、今、間違うこともないではないというふうにおしゃいましたけれども、政府が間違った場合もあるわけです。ですから私は、情報というのは政府が発表したたというそのまま伝えよということではなくて、きちんとそれは伝える、能力を持つているからこそ要請をしたのであり、また指定公共機関を受け入れることはできないということをはつきりと申し上げたのではないかというふうに思うんです。

それで、私たちがこの附帯決議を見ますときに、報道、表現の自由を侵さないということを言っておりますけれども、この報道のあるいは表現の自由、戦時下において決して侵さないんだ这样一个の意味はどんなふうに考えますか。

○國務大臣(福田康夫君) これは、報道の自由は報道の自由でございまして、表現の自由もそうですがございますけれども、それはもう最大限尊重するということをこれはこの法律でも言っているところでございまして、政府として報道規制をするとか報道の自由を制限すると、そういうことは全く考えておりません。

○岡崎トミ子君 重ねて申し上げますけれども、政府対市民というふうなことになりました、これ

は提案される、受入れ側の市民ということで考えますと、一番大事なことは何かといえば、基本的人権であり自由だというふうに思います。こういうことに関しては、どうしても武力の、そうした武力下あるいは非常事態、有事、そういうような状況になりますと、どうしても国の中でみんなが一体となって協力するということが強調されますけれども、やっぱり個人の権利といふものが大事になってくるのだということで、民主党の場合、基本的人権を入れてあるわけなんですが、ここに、一九七八年博多フィルム事件というこの最高裁の判決におきましても、国民の知る権利に奉仕するその役目があるから、だから報道機関の自由というのが認められているのだということがきちんと判決の中で示されておりまして、一人一人が持っている個人的な、あるいは基本的な自由、そして人権、その確立、そういうことがあって初めて、報道機関はそれを代行する者として、報道の自由あるいは取材の自由、そういうものが与えられているわけなんですね。ですから、是非とも、メディアというのは個人の人権に奉仕する意義があるので、そのメディアというものは統制をされないんだと。ここで今のようないくつも指定機関でやっていくという形になりますと、やや命令系統のような形になってしまいますが、お願いするという立場で書かれておりますけれども、ここで報道の意義がなくなってしまう、ここに心配であるというふうに私は申し上げております。

の協力といふものは、これは私はあつてもおかしくないと思いますよ。むしろ、そういうときに、私どもは指定公募機関じやありませんとかそういうようなことを言つて、逆に、済ませられるかどうか。ですから、そういうときには、自主的におやりになるというのであるなら、むしろもっと前向きに考えていただいてもいいのではないかなどといふように思います。

○岡崎トミ子君 非常事態だからといって政府の伝達機関にはやはりならないということをしつかり押さえておく、基本構造をしつかりと押さえておくことは大事だと思いますけれども、イラク戦争におきましても、戦時下におけるメディアの在り方は問題視されまして、イギリスの例ですが、意見も大いに参考にさせていただきたいと思っております。

BBCの指針ですね。

ます。BBC放送は、開戦の前にイラク戦争報道指針を公表しております。その指針の内容は、報道用語、取材源、自主規制、専門家の寄与、死傷者の情報、そして親族へのインタビュー、また反戦運動など十五項目に及んでおりますけれども、この、視聴者の利益を守るためになどと、その信頼を維持するためには、報道は客観的、公平、公正であるということを考えてBBCは指針を発表しているわけなんですけれども、これに対しましてイギリスの保守党の国会議員が、BBCは国営放送だと、我々は英軍兵士がなぜ命を賭して戦場に赴いているかを知らなければならぬとして、BBCが反戦気分をあおつていると、これを問題視しようとしたんですね。これに対しましては、BBCの指針を作った人は、開戦になればBBCとしては反戦論者の声に耳を傾けなければなりません、戦争に反対する人々は国内外の現実の一

部として報道されなければならぬと反論した。一例なんですかれども、メディアの役割をよく表した言葉だというふうに思います。

反戦気分をあおっているといった社会的な圧力も、例えばこういうような状況の中では間違つてはならないということに関しまして、官房長官、御答弁お願ひします。

○国務大臣(福田康夫君) また繰り返しみたいな話ですけれども、緊急性という意味において、最低限これだけのことは放送してくださいといふことでありますて、それ以上のことをお願いするそういう意図はございません。また、報道、放送の仕方ににおいても、自主的に、何ですか業務計画とかそういうふたよななものを作つてそれに基づいてやつていただければいいわけでありますので、自由を拘束するとかそういうことも全くないんですよ。

もちろん、中身について問題があるということであれば、それはそれで放送しなくとも、これはそういうこともあるかもしれぬ。しかし、それが国民の安全とか命にかかわるとかいふたよなことであれば、やっぱり放送したくなるでしょう。そういうことをお願いしているんです。

○岡崎トミ子君 本当に擦れ違つておりますけれども、民間放送はその国民の生命、財産にかかわることは積極的に放送するんです。自主的に放送するんです。別に指定機関として言われなくともやるんです。競争してもやるんです。そういうことを申し上げたいというふうに思いますし、明文上義務付けたり、命令することでなくとも積極的に行うということを民間放送は言つているということを申し上げておきたいと思います。

もうどんどんこれに時間を費やしてしまいましてけれども、沖縄のことを忘れてはいけないということで、あしたは横須賀、基地のある、米軍基地のあるところで公聴会を行つていくわけですが、地の七五%を一手に引き受けて過重な負担を担つてきているわけですから、生活上も大変な不

部として報道されなければならぬと反論した
と。一例なんですかけれども、メディアの役割をよ
く表した言葉だというふうに思います。

反戦気分をおおつてゐるといった社会的な圧力
も、例えばこういうような状況の中では間違つて
もあつてはならないということに関しまして、官
房長官、御答弁お願ひします。

○國務大臣(福田康夫君) また繰り返しみたいな
話ですけれども、緊急性という意味において、最
低限これだけのことは放送してくださいといふこ
とでありますし、それ以上のことをお願いする、
そういう意図はございません。また、報道、放送
の仕方においても、自主的に、何ですか業務計画
とかそういうたよなものを作つてそれに基づい
てやつていただければいいわけでありますので、
自由を拘束するとかそういうことも全くないんで
すよ。

便を受けてきている沖縄の皆さん、この有事法制論議というのを大変な不安な思いで見詰めているということを沖縄の方々にも伺いました。もう十分負担を負っていると。その上、更に負担が課されるということありますけれども、遠いアフガニスタンで米軍が行動を起こしたときに、米軍はまずこの沖縄に部隊を配備いたしました。有事法制がかえって戦争を招くのではないかという根本的な問題のほかに、沖縄の皆さんのが最も心配をしているのは米軍支援法制の行く末でございます。

この米軍の行動の円滑化に関する法制、この提出は見送られましたけれども、国民保護法制と一緒に速やかに整備するということとされております。その内容がはつきりしておりますが、いままだに。少しでも示してほしいという沖縄の人たちの気持ちがありますけれども、はつきりしておりますません。物品とか役務ですか施設の提供等を実施するための法整備だと言われておりますけれども、沖縄にしたら、もうこれ以上負担をされるのは嫌だ、何かを奪っていくのは嫌だというふうに思うのは当然だというふうに思っております。改めて聞きますけれども、この米軍支援法制として何が具体的な中身として検討されているか、なぜそういう中身を持った、内容を持つた米軍支援法制が必要なのか、それいつまでに策定されるのか、その点についてお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣（福田康夫君） 国民の支援、いやごめんなさい、米軍の支援、米軍支援の法制、これは要するに、武力攻撃事態等におきまして米軍の行動の円滑化に関する措置について検討していくことについて検討をします。ですから、これから中身について検討をするということあります。

基本的に申し上げれば、例の日米安保第五条といふものに従つて我が国を防衛する条約上の義務を米軍が負っているということから、米軍が実施する日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動は我が国の防衛の中核を成すもの

○岡崎トミ子君 向こうの心配の中に、武器弾薬の補給はこの時点で行われるのかどうかという質問がございましたが、私は代弁して福田官房長官にお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(福田康夫君) 正に我が国が攻撃を受けるという、そういう武力攻撃事態というときに、おいて、それを米軍が我が国の要請によって、そして守ろうというときに、その米軍に対して武器弾薬を供給しないと考えることの方がおかしいんじゃないでしょうかね。それはあくまでも日本の國民を守るためにですからね、日本の國と國民を。そういうことじゃないですかと、ということで御理解をいただきたいと思います。

○岡崎トミ子君 更に確かめておきたいと思いますが、電気、ガス、輸送、通信、そのほかの法人、そこに働く日本人が米軍に協力をしなければならないになりますけれども、これはどの程度強制的といふものを持つものになりますでしょうか。米軍の基地の中です。

○國務大臣(福田康夫君) この法制において、米軍の行動の円滑化に関する措置については、この法律法案に定めるとおり、米軍が日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるようにする観点から実施する物品、役務の提供などが考えられる。そのような措置が適切かつ効果的に実施されるようにするため必要となる法制につきましては、措置の内容とか実施主体の問題も含めまして、法案成立後に、この法案に示された枠組みに基づいて、効果的に実施されるために、我が国として物品、役務の提供など必要な措置を講じていくと、こういうこと、こういうのが中身になつてまいります。そういうことについて具体的なことはこれから準備をしていく、検討していくということでございまます。

いうことで、先ほど答弁を申し上げた……

○岡崎トミ子君 強制性を持つかについて。

○国務大臣(福田康夫君) 業務の範囲内で法律で

定められた対処措置を講ずるものでありますけれども、これは罰則による担保は考へておりません。

○岡崎トミ子君 この米軍の行動に伴つて、基本的人権の侵害のおそれについては、これまで度々

沖縄は軍隊による人権侵害を身をもつて体験をしているわけなんですが、いざ有事となりますとこれが起り得る可能性が非常に高いという、そのことを想像している沖縄の人々の心配がありますけれども、この基本的人権の侵害が、防ぐような規定が米軍支援法制の中に当然盛り込まれていると考えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 基本的個人権の問題です

ね。

これは、武力攻撃事態における基本的個人権の尊重は、これはもうもちろん重要なことでございました。

しかし、更に、衆議院における修正によりました。

○岡崎トミ子君 すつとその権利についてお話を伺っておりますけれども、もう一つ、民主党も修正しておりますけれども、もう一つ、民主党も修

正したものとして責任を持つているというふうに私は思つておりますが、その観点から修正項目について質問をしたいと思います。

○衆議院議員(渡辺周君) 先ほど來の質疑を聞いておりまして、正に基本的個人権の尊重、これは委員と正に同じ思いをしております。だからこそ、我々も、この修正協議の中でも基本的個人権の尊重と

いうことを入念にうたうことを盛り込んで、協議

で正にかち取ったわけでございます。

ただ、今お話をありましたように、國益あるいは

公共の福祉という中で、極めて迅速かつ強力な対

処置が公権力によつて行われる、その場合にや

常に起きやすいだろうと、これは我々も危惧し

ております。

正に、そのことを我々はもう入念にあえて法の

中に書き込んだことによって強く訴える。そして

また、今回の協議の中では、今後一年以内に整備

される国民保護法制において民主党のこの基本的

人権に係る原則ということを担保するというふう

な合意があるわけでございますので、この点につ

いては我々としても注目をしながら、また折に触

れてこの問題を様々な場で要請をしていきたいな

ど、そういう強い思いでございます。

○岡崎トミ子君 与党も。与党の提案者にもお願

いします。

○衆議院議員(中谷元君) この基本的個人権の尊重につきましては、そもそも日本国憲法で明確に規定されているところでございまして、いかなる法

律もこれを侵すこととはできないということでござ

いまして、元々、原案におきましても、この憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならぬと、これに制限が加えられる場合は、そ

ならないと、これに理解すればよろしいでしようか、今後の

ことについて。

○衆議院議員(渡辺周君) 今、委員御指摘の六項目につきましては、これ正に最も侵害されやすい

人権規定であろう、それだからこそ、先ほど來の

答弁もさせていただきましたけれども、最大限尊

重されるということを覚書の中で交わしたところ

でございます。

この覚書が空証文にならないよう、今後は正

に責任ある政府の方々、与党の方々と今後の国民

保護法制の中で我々としてもこれを担保を強く求

めていく、そしてこの合意が正に覚書どおりにさ

れるよう努力をしてまいると、またそうあるべき、そうなるであろうと強い期待を持って取り組

んでまいりたいなどと思つております。

○岡崎トミ子君 政府は、法制作業に当たつては

いすれにしましても、そういうた権利につきまし

ては、この事態に対処するという中で、その制約

につきましては必要最小限のものでなければなら

ないと考えております。

○岡崎トミ子君 民主党提案者にも一つお聞き

しておきたいと思います。

合意の二項で意図されているところは非常に重

要だと思っております。民主党が提示いたしました

たのは、一、人権保障について差別的取扱いの禁

止、二、思想・良心の自由の絶対的な保障、三、

報道・表現の自由の不可侵、四、国民の協力は強

制にわたってはならない、五、特別な犠牲に対する正当な補償、六、不服申立てそのほかの救済手

とよりというふうにおっしゃいましたけれども、これ、六項目がきちんと中で入つていくというふ

うに私たちは考えてよろしいんでしょうか、もと

よりおっしゃったのは当然だということです。一

言答弁していただいて、決意を言つていただきました

てしまふというふうに思いますので、こういうた

だいま申し上げました六項目については、これらが言葉どおり入つっていくものというふうに、私は

是非そう願いたいんですけれども、これ、どうい

うふうに理解すればよろしいでしようか、今後の

ことについて。

○衆議院議員(渡辺周君) 今、委員御指摘の六項目につきましては、これ正に最も侵害されやすい

人権規定であろう、それだからこそ、先ほど來の

答弁もさせていただきましたけれども、最大限尊

重されるということを覚書の中で交わしたところ

でございます。

この覚書が空証文にならないよう、今後は正

に責任ある政府の方々、与党の方々と今後の国民

保護法制の中で我々としてもこれを担保を強く求

めていく、そしてこの合意が正に覚書どおりにさ

れるよう努力をしてまいると、またそうあるべき、そうなるであろうと強い期待を持って取り組

んでまいりたいなどと思つております。

○岡崎トミ子君 政府は、法制作業に当たつては

いすれにしましても、そういうた権利につきまし

ては、この事態に対処するという中で、その制約

につきましては必要最小限のものでなければなら

ないと考えております。

○衆議院議員(渡辺周君) 先ほど來の質疑を聞いておりまして、正に基本的個人権の尊重、これは委員と正に同じ思いをしております。だからこそ、我々も、この修正協議の中でも基本的個人権の尊重と

いうことを入念にうたうことを盛り込んで、協議

しておきたいと思います。

合意の二項で意図しているところは非常に重

要だと思っております。民主党が提示いたしました

たのは、一、人権保障について差別的取扱いの禁

止、二、思想・良心の自由の絶対的な保障、三、

報道・表現の自由の不可侵、四、国民の協力は強

制にわたってはならない、五、特別な犠牲に対する正当な補償、六、不服申立てそのほかの救済手

とよりというふうにおっしゃいました。

合意の二項で意図しているところは非常に重

要だと思っております。民主党が提示いたしました

たのは、一、人権保障について差別的取扱いの禁

止、二、思想・良心の自由の絶対的な保障、三、

報道・表現の自由の不可侵、四、国民の協力は強

制にわたってはならない、五、特別な犠牲に対する正当な補償、六、不服申立てそのほかの救済手

理大臣に質問書を提出をされて、回答を求めても回答が不十分だったということです。再質問書を提出されたそうです。そうしたら、個別には回答しない、ホームページを見るようにというと、ひどい対応だったということです。上原市長は、市民を代表する自治体の長名で出した質問に回答しないという対応は全く納得できるものではないと非常に憤つておられるんです。

八割の知事さんが政府の対応を批判しておられます。

そこで、官房長官に伺いたいんですが、自治体の長のこのような国への批判、不信感についてどうお考えでしょうか。

○國務大臣(福田康夫君) 確かに、五月十五日付けの新聞でもって有事法制に対している意見を述べておられます。

その中で、有事法制の整備に八割を超える知事が賛成しておるということも書いてござりますよね。それから、国民の保護の法制の先送り、これについては二十五人の知事が不満を表明していると。これもそのアンケートの中になります。そういうような、それからもう一つ、政府の説明は不十分という、そういう知事さんも多かったと、こういうようすに承知をいたしております。

しかし、有事法制の整備に八割を超える知事が賛成したということについては、これは、やはり有事法制に対する国民の理解というものがかなり進展してきている、深まっているというふうに考えてよろしいんじゃないかというふうに思っております。

ただ、二十五人の知事が不満を表明したと。これは国民の保護法制がまだできていないということについて不満を表明しているんです。それは確かに、知事といえば住民の保護、地方公共団体がその責務を果たすために国民の保護法制の整備を

急ぐ、これは当然のことだと思いますので、そういうものでござりますので、この国民の保護の法制の整備に、これはできるだけ早く取り掛かって、そしてそれを明らかにしていかなければいけない、そのように思つております。

また、政府の説明は不十分と、こういうような指摘も受けております。これは、四月の十八日に、国民の保護のための法制について実は政府から公表をいたしております。その説明状況に関して、今月の上旬に新聞社はアンケートを行つております。そのため、この資料を、公表時に地方公共団体に時間の関係で、送付はいたしたけれども、しかし直接説明する機会がなかつた。こういうようなことで都道府県知事の方々がそのようないい回答をしてきたものではないかと考えております。

に協力する努力義務が課せられます。

武力攻撃事態法は、第二条七号で対処措置の定義を定めています。そのうち、地方公共団体や指定公共機関にかかる対処措置は二つあります。一つは、自衛隊や米軍の行動のための物品・施設等又は任務の提供その他の措置。もう一つは、国民の生命・財産の保護や国民生活・国民経済への影響を最小にするための措置です。

後者のいわゆる国民保護法制に関してはその輪郭的なものが示されています。しかし、米軍や自衛隊の行動に対する支援措置に関しては全く明らかにされていません。なぜ、支援法制については輪郭すら明らかにしていないのでしょうか。

○國務大臣(福田康夫君) この米軍のことについてですね。

これは、今後、この法案が成立後いろいろ整備

の患者の受入れ、地方公共団体の財産、物品の貸付け、そして体育館、公民館等の施設の目的外使用の許可。民間に協力依頼するものとして、人員、物資の輸送に関する民間輸送事業者の協力、廃棄物の処理に関する関係事業者の協力、民間医療機関への患者の受入れ、民間企業が有する物品、施設の貸与、地方公共団体管理の港湾、空港の使用に関する民間会社の協力となつてているんですね。周辺事態法では地方自治体や民間の協力となつているわけですが、武力攻撃事態法案では、米軍、自衛隊への支援措置というのは地方自治体や指定公共機関の責務とされています。

そこで伺いたいんですが、武力攻撃事態法の対処措置には、この周辺事態法で示されている協力項目、これがすべて含まれるんでしょうか。あるいは、これらの項目以外に考えていることがおあ

○岩佐恵美君 この八割の知事さんが、確かに法整備には賛成だということのようですけれども、ただ、その方々が説明が不十分だと言っている。あるいは、国立市長の先ほどの紹介しました憤りというのもあるわけですね。

このやり取りを、この委員会でのやり取りを伺つていてもかなり、それは後でということで、先送りになつてている部分がたくさんあります。ですから、これはもう知事さんたちは非常に不安を持つといういはは当たり前だと思うんですね。その点について幾つか伺つていただきたいと思うんです。

有事法案は 我が国に対する武力攻撃やそのおそれが発生する以前の、いわゆる予測事態の段階から武力攻撃事態等に対する対処措置を発動するものです。そして、地方公共団体や公共的機関に對処措置の実施が義務付けられ、国民は対処措置

○岩佐恵美君 米軍、自衛隊への協力内容の輪郭すら明らかにされないままにこの法律で自治体、國民に協力義務だけが押し付けられる、これはもう自治体、國民が強い懸念を抱くのは当然ですよね。

周辺事態法では、地方公共団体や民間の協力について政府の解説の中で一定の内容、項目が示されています。ちょっと表にしてまいりましたので、見ていただきたいと思いますけれども。（資料を示す）

地方公共団体の権限の行使を求めるものということで、地方公共団体の管理する港湾施設、空港施設の使用、建物、設備等の安全等を確保するための許認可、建設基準法等に基づく許認可、消防法上の緊急搬送。それ以外で地方公共団体に協力を依頼するもの、公営バス等による人員、物資の輸送、地方公共団体による給水、公立医療機関へ

○岩佐恵美君 こういう大事な問題を今後検討する、先送りというのは全く無責任だと思うんですね。

今回の法案で自治体などに米軍、自衛隊への支援措置が義務付けられる、そういう枠組みが作られるわけですね。ところが、その内容も項目も輪郭すらも示されない。だから、ほとんどの知事が説明不十分、一番肝心の問題が示されていない、そういうことで政府の説明に不信感を表明しているんじやありませんか。

官房長官、そこで米軍、自衛隊支援法の内容だとか項目、それを明らかにすべきだと思うんですが、再度どうですか。

○国務大臣(福田康夫君) その具体的なことについてはこれから、先ほど申しましたように、検討していく

してまいり、こういうことでございます。この今御審議いただいている対処措置の具体的なことにつきまして、その内容、実施手続などについて、これは定めるものではないんです。そういうことについてはそれぞれの法令で規定すると、こういう考え方をしております。

○岩佐恵美君 委員長にちょっとお願いをしたいんですが、地方自治体や国民の不安にこたえない、こういう政府の無責任な態度では、私は何度も取りしても、この参議院の特別委員会としてちゃんと責任が持てる審議にならないと思うんですね。衆議院では委員会の求めに応じて国民保護法の輪郭が出されました。

私は、当委員会としても、政府に対して、米軍や自衛隊に対する自治体の支援措置の内容、項目等を明らかにした資料を提出させるように委員会として求めてほしい、委員長にそのお取り計らいをお願いしたい、そう思います。

○理事(阿部正俊君) 追って、理事会で協議させていただきます。

○岩佐恵美君 今回のその自衛隊法の改正案ですね新たな自衛隊支援措置が組み込まれています。現行自衛隊法では、防衛出動が命令された段階において、防衛庁長官の要請に基づいて都道府県知事は、病院などの施設の管理、土地、家屋、物資の使用、物資の保管命令、収用、医療、土木建築、輸送業者への従事命令を行うことができるという規定になっています。これはあくまで日本が武力攻撃を受けた段階での措置でございます。

ところが、今回の自衛隊法の改正案では、日本が武力攻撃を受けていない段階、つまり予測事態から、防衛庁長官は、自衛隊の部隊を展開することができ見込まれ、かつ防備をあらかじめ強化しておきました。

そこで伺いますが、日本のための施設を構築する措置を命ずることがあります。これが武力攻撃を受けることになるだらうと思いまして、展開予定地域内において土地を使ふことがあると認める地域に「陣地その他の防御のための施設を構築することができる」と規定を新たに盛り込みました。

そこで伺いますけれども、予測段階で展開予定

地に陣地その他の防御施設を構築するという、陣地とは何でしようか。その他の防御施設とはどういう施設を言うのでしようか。例えばヘリポートや飛行場、待避なども造られるんでしょうか。ミサイルの発射台や武器、戦車の保管庫、これはどうなんでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) 防御施設とは何かといいます。お尋ねでございます。

陣地その他防御のための施設とは何かと、こう申しますと、戦闘行動に直接必要となる施設及びこれと一体となつて使用される施設のことを申します。

といつても、何のことだかよく分かりませんで、具体的には何かといいますと、各種火器用の掩体ですね。掩体というのは、それを何というかな、シエルターのようなものでございます。掩体等、戦闘行動のために直接必要となる陣地、及びそれと一体となつて戦闘行動のため使用される施設である障害物というのは、鉄条網でありますとか対戦車ごう、穴ですね、そういうようなもの、あるいは指揮所、監視所などの防御のための施設といふのが含まれるということございまして、そういうのが含まれるということでおっしゃりますと、それはもう、何というんでしようか、そういう場合に使つてはいけない土地、ほかに目的がある土地。しかし、考えてみますと、そういうような事態において民間の方々、つまり戦闘が行われることが予測される地域でござりますから、そこに民間人の方々がおいでになるということ自体は本来想定をしておるものではございません。そこからは民間人の方は速やかに待避をしていただいて、安全な状況の地域に移つていただくということをこの地域は予想しておるわけでございます。

○岩佐恵美君 家屋がある土地は使用しないんじやないですか。家屋がある土地。

○國務大臣(石破茂君) これは基本的、失礼、家屋がある土地ではなくて、空き地というものを想定をしておるわけでございます。

○岩佐恵美君 つまり、家屋がある土地以外です

るんでしようか。

○國務大臣(石破茂君) 作れないもの、ちょっと

御質問の趣旨が分かりませんが、防御のための施設ではないものというものはこれでは作れないと

いうことになるだらうと思います。

○岩佐恵美君 防御施設を構築するために使用す

る土地、これはどういう土地が対象になるので

しょうか。国内でこの規定で使用できない土地が

あるのでしようか。

○國務大臣(石破茂君) これは非常に、武力攻撃

予測事態というような状況におきまして土地を用するわけでございます。したがいまして、特定の場所、逆に申し上げれば、どこでもいいというわけではなくて、ほかの土地では代替不可能というような場所ということに相なるだらうと思つております。それは、代替可能な場所もあるのかも知れませんけれども、基本的に、当たり前の話ですが、我が方にとって防御しやすく相手にとつて攻めににくい、そういう場所で、この場所というふうにかなり特定される形になるだらうと思つております。

こんな場所は絶対に使えないということは何か

ということをおっしゃりますと、それはもう、何といふんでしょうか、そういう場合に使つては

いけない土地、ほかに目的がある土地。しかし、

考えてみますと、そういうような事態において民

間の方々、つまり戦闘が行われることが予測され

る地域でござりますから、そこに民間人の方々が

おいでになるということ自体は本来想定をしておるものではございません。そこからは民間人の方

は速やかに待避をしていただいて、安全な状況の

地域に移つていただくということをこの地域は予想しておるわけでございます。

○岩佐恵美君 地域に移つていただくということをこの地域は予想しておるわけでございます。

○國務大臣(石破茂君) これは基本的、失礼、家

屋がある土地ではなくて、空き地というものを想

定をしておるわけでございます。

○岩佐恵美君 つまり、家屋がある土地以外です

るんでしようか。

○國務大臣(石破茂君) これは基本的、失礼、家

屋がある土地ではなくて、空き地というものを想

定をしておるわけでございます。

例外的にあるのは、日本有事の際の自衛隊法にあ

るだけです。それはなぜかというと、憲法二十九

条で国民の財産権が、これを侵してはならないと

保障されているからなんですね。国民の、その公

共のために国民の土地を使用しようとする場合に

は当然適正な手続が必要であつて、そのため土

地収用法があります。

通常時における自衛隊の基地、施設のための土

地使用、これは土地収用法の手続に従わなければ

ならない、これが現行法の体系だと思いますが、

国土交通省、いかがですか。

○政府参考人(中山啓一君) お答えいたします。

土地収用法におきましては、土地を収用し、又

は使用することができますが、公共の利益となる事業

は、第三条各号に掲げる事業として幾つかが規定

されています。一般論として、通常の場合、御

指摘の自衛隊の施設の設置が三条の各号の一に該

当し、このために土地を使用する場合であつて、

任意の補償交渉により解決できないようなときに

は土地収用法の手続によることとなると解されて

おります。

○岩佐恵美君 そうすると、自衛隊法の改正案百三十二条の二では、なぜ武力攻撃も受けない予測段階で土地収用法の手続を経ないで一片の公用令書だけで自衛隊の陣地構築のための土地使用ができますか。

○國務大臣(石破茂君) それは、そういう事態に

おいてそのような手続を取つておるといつまがないことがあります。

○岩佐恵美君 つまり、家屋がある土地以外です

るんでしようか。

○國務大臣(石破茂君) これは基本的、失礼、家

屋がある土地ではなくて、空き地というものを想

定をしておるわけでございます。

態ということは、あくまでも相手国の意図を推測するということなんですね。結局、政府の判断次第だということになります。

政府が予測事態だと認定すれば、現行の土地収用法の手続は停止状態になります。自衛隊法百三条の二に基づく土地使用、言つてみれば、戦時収用法とでもいうべき強制土地使用規定が動き出すことになるということではありますか。

○國務大臣(石破茂君) 政府といたしまして、その武力攻撃予測事態というものをそんなに軽々に認定できるような運用を考えておるわけではありません。

意図を推測というふうにおっしゃいましたが、その武力攻撃事態と武力攻撃予測事態の相違といふものはいろいろございますけれども、実際、我が国に対する武力行使がなされたかなされないかということが大きな違いでございます。

それじゃ、単なる推測だけで武力攻撃予測事態ということになるのかといえば、それはもとと慎重に客観的な判断がなされることになると思っております。そしてまた、これは強制収用というものの概念とは異なった概念だということも委員御案内のとおりでございます。

○岩佐恵美君 予測事態について大いに議論がされ、まあいろいろなことが言われているわけですけれども、その予測事態の段階で強制的な土地使用ができるということは紛れもない事実であります。正に土地収用法体系に風穴を空けると、憲法に保障された国民の財産権を私は侵害するものだと思います。

別の視点からちょっと伺いますが、百三条の二を新設する理由について、陣地等の防御施設の構築には相当の期間を要することから、予測段階から防御施設を構築することが必要な場合が想定される、そういう防衛長官の答弁がありますけれども、相当の期間とはどのくらいの期間なんでしょうか。数週間なんでしょうか、数か月なんでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) それは物によります。何

を展開するかということによりまして、そしてまた相手がいかなるものを持つてくると予測されるかということにおいておのずから決まるものでござりますが、それは数日間の場合もあれば数週間の場合もございましょう。しかし、数か月武力攻

撃予測事態が続くということはなかなか想像されにくいくことかと存じます。

○岩佐恵美君 予測事態といつても、今の長官の御答弁のように、一体どういう期間なのかというものは分からぬわけですね。だって、武力攻撃があつてから急にどんどん造る、その施設を造つたって間に合わないのですから、かなりその予

測、前から予測しなきゃいけない。その予測を一体どういうふうにするのか、判断するのかというのには、なかなかこれは大変なことですよね。だから、日本が武力攻撃を受けていない下でも相当の期間、予測事態の下で、結局、現行の土地収用法の体系ですとね、これを停止をすると。そして、強制的に土地使用ができる、収用じゃないですか。

○國務大臣(石破茂君) 言い方によつてはそういう言い方も、物事は画面ございますので、そういううけしからぬといふ考えであればそういうふうな表現の仕方も、それはすべて間違つてゐるといふことを申し上げるつもりはございません。

ただ、私どもがこのよつた規定をお願いをいたしておりますのは、まさしく委員御指摘のとおり、武力攻撃事態になつてそつたものを造つておつて間に合うのかということでございます。

私どもは、武力攻撃予測事態から武力攻撃事態に推移しないといふことが一番望ましいし、そうあらねばならないと思つております。そうしますと、予測事態の段階でそのようなものを、防御施設を構築いたしまして、なお更にそういう防衛の能力が高まるということによりまして、それはエスカレートされるという見方もあるのかもしれません、私どもの考えでは、そういうものを構築

することによって武力攻撃予測事態に至らない。そしてまた、敵、という言葉を仮に使うといたることに重きを置いているわけではございません。

○岩佐恵美君 私は、一片の公用令書だけでとう前に、だからさつきから予測事態はどういうふうに判断するんですかといつことを言つているわけでございます。個人の財産を侵害するということに重きを置いているわけではございませんし、そのことは正当な補償もいたしますが、国民の生命、財産をいかに守るか、そしてまたいかに武力攻撃事態に推移しないかということに力点を置いて私どもはお願いをいたしておるところでございます。

○岩佐恵美君 長官はそういうお立場であれこれ言われるわけですから、結局、予測事態と政府が判断すれば一片の公用令書だけで、相当の期間、日本じゅうどこの土地でも陣地のために使える、あるいは自衛隊の施設は何でも造れるということになるわけですね。そういう意味で、私はこれは国民にとって大変な中身だといふに思ひます。

この予測事態で、国民の土地を強制的に使用する、あるいは使用して構築された陣地その他の防御施設、これは米軍に提供することはあるのでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) よく委員は御案内の中でお尋ねかと思いますけれども、この今申し上げております展開予定地域とかそういうものはだれがいつ判断をするのかということございますが、これは当然のことながら、対処基本方針に記載をするわけでございます。閣議決定を経ました後に国会の御承認をいただくということでございまし

て、それは軽々にそういうようなことを発動するということになるわけではございません。

せん。閣議決定をし、そして国会の承認を求めるということになるわけでございます。したがいまして、一片の公用令書によつてとつような本

て、それは軽々にそういうようなことを考へておるわけではございません。

それから、絶対にこれはあり得るかあり得ないかというお話をございますが、それは現在のところ想定をいたしておらないということございます。

○岩佐恵美君 そこで、ちょっと伺いますが、今回新設された百三条の二ですね。これは予測事態での土地使用について規定したものでありますけれども、現行の自衛隊法百三条には防衛出動命令時の家屋の使用、病院等の施設管理、物資の保管、収用、医療関係者などの従事命令についても規定をしています。これらについて予測段階から発動できるようにしたい、これは防衛庁・自衛隊がかかる研究をしてこられたことですけれども、今

現在のところ、この法律において、この法文の実は条文からも明らかなように、これは米軍ということを想定をしておる条文ではございません。

○岩佐恵美君 私は、一片の公用令書だけでといふ前に、だからさつきから予測事態はどういうふうに判断するんですかといつことを言つているわけが起つてからじや間に合わないんでしょう。そこのなり前から準備をしなきゃいけないんじやないですか。そうすると、そういう武力攻撃が始まつてない、いわゆる日常的な事態の中でこういう仕組みというのが動かなければ、日常というか、要するに武力事態とは違う、武力攻撃とは違う状態の中でそういうことが行われるじゃありませんかとということを言つておるわけで、別に違ひはないわけですよ。

そこで、米軍の使用についてですけれども、これは絶対にないと断言できるのでしようか。

○國務大臣(石破茂君) やはり武力攻撃予測事態とで七十七条の二には規定をしてございまして、この七十七条の二といふことが発令されるということはそれだけのシビリアンコントロールを経た上であって、軽々に行われるわけではないといふことを申し上げたかったのであります。

それから、絶対にこれはあり得るかあり得ないかというお話をございますが、それは現在のところ想定をいたしておらないということございます。

○岩佐恵美君 そこで、ちょっと伺いますが、今回新設された百三条の二ですね。これは予測事態での土地使用について規定したものでありますけれども、現行の自衛隊法百三条には防衛出動命令時の家屋の使用、病院等の施設管理、物資の保管、収用、医療関係者などの従事命令についても規定をしています。これらについて予測段階から発動できるようにしたい、これは防衛庁・自衛隊がかかる研究をしてこられたことですけれども、今

後、百三條にある土地使用以外のことについてもその予測段階からできるようになりますと考へているのではありませんか。

○國務大臣(石破茂君) どういうことを我々がやろうとしていると推測をしておられるのかちょっとよく分かりませんが、現在そのようなことは考えておりません。

○岩佐恵美君 今後の対処法制の検討の中でも土地の使用以外は、今ずっと挙げましたけれども、家屋の使用、病院等の施設管理だとか、物資の保管、収用だとか、そういうものは絶対検討対象としないと断言されるのでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) それは自衛隊に関しますことは考えておりません。

ただ、国民保護という観点からどういう形になるのか、それは今後の国民保護法制の御議論の中でいろいろ検討されることだと考えておりますが、自衛隊に関することでは現在考えてはいないところでございます。

○岩佐恵美君 結局、今日、私は自治体との有事法制の関係ということで伺つてきたわけですが、自衛隊に関することでは現在考えてはいない

けれども、あるいは国民の権利ということにもなると思いますけれども、今回の有事法案では、日本じゅうどこでもとにかく予測の段階から自衛隊、一片の公用令書とさつきから言っていますけれども、予測の段階から自衛隊の陣地を構築することができるわけですね。それはそうですよね。

○國務大臣(石破茂君) いや、それはおっしゃるところなんですが、議論をいたしまして、七十七条の二、すなわち防衛施設構築の措置といふのは、認める地域、展開予定地域がありますときは内閣総理大臣の承認を経た上でその範囲を定めということになつておるわけでございまして、これは厳正な手続を踏んでおります。そういうような上でそういうことをやむを得ず行う場合はあります。

それは誠にもつてそういう武力攻撃事態にならないように、そしてまた敵の侵害を早急にできるだけ速やかに排除するようにという目的でやつておられます。

おるわけでございまして、個人の私権の制限といふものに立場を置いて御議論になりますとそういうことが起こらないようどうするかということ

○岩佐恵美君 さつきから言つているように、予測事態というのは政府の推測に基づく判断による、そういうものですね。それは議論の中ではいろいろと、じゃ、日本政府にそんな予測の事態の推測はできるのかと、結局はアメリカに言われるんじゃないかなという話もあるわけですから、いずれにしても、そういう予測事態という

ことで陣地の土地使用が一体いつから始まるのか、いつまで続くか分からぬ、長期になる場合もあるということですね。だから、私は、自治体や国民が不安に思つてゐる。御理解をと言つてもなかなか連絡話じがない。

予測事態での陣地の構築についてあらゆる事態に備えると言われるんですが、ミサイルが飛んでくるような近代戦争で、国内のあちこちに自衛隊の陣地作つて、どうやつて備えるということになると、予測事態での陣地の構築についてあらゆる事態に備えると言つたけれども、なかなか難しいといふ話が原局の方も言つておられましたけれども、予測事態の段階から戦時収用法とも言つべき強権を発動して自衛隊や米軍の新たな陣地を構築すれば、正に戦争を呼び込む最悪な事態となるわけですね。そして平和的な解決への道を閉ざすことになります。

今、私は最後に、ちょっと時間がなくなつたので、憲法九条を持つ日本に求められているのは、そういう予測の事態でいろんなことやるんじやなくて、平和的な解決に全力を尽くすことだというふうに思います。

今日はまだ議論が尽くされていない部分もあります。十分審議を引き続きやつしていくべきだと、

そこで国民の疑問に答えていくべきであるということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○田村秀昭君 国会改革連絡会(自由党)の田村でございます。

官房長官もおられますので、集団的自衛権についてお尋ねしたいと思います、二、三。

まず、国連憲章の五十二条で個別的又は集団的自衛の固有の権利として認められており、こういふことが国連憲章に集団的自衛権が規定されているのは、独立国家と言える大切な権利だと私は思つてゐるんですが、三十五年の安保改正、七年のキュー・バ危機、四十七年の沖縄返還など、我が国は昭和三十年代、四十年代にかけて、持つてゐるけれども使えないというような態度を政府思つておられますけれども、持つていてるけれども使えないというのは、もうちょっと分かりやすくどういうことなのか、教えていただきたいと思ひます。

○理事阿部正後君退席、委員長着席 この件については官房長官、是非お答え願いたいんですが。

○國務大臣(福田康夫君) そもそも、独立国家として自衛権を持つ、また集団的自衛権を含めて自衛権を持つということは、これはもう当然の権利だと、こういうような考え方は当然認められるものだと思います。

ただ、日本国の場合に、憲法九条の下において許容されている自衛権の行使、これは我が国を防衛するため必要最小限と、こういう範囲にとどまるべきであるというようにされておりまして、したがいまして集団的自衛権を行使するということはその範囲を超えると、こういうことなんです。

要するに、憲法第九条の規定によつてこのようないふことにについて、その分は日米安保条約でもつて我が国の安全を守ると、こういう仕組みになつておるわけでございます。もちろん、いろんな議論ございまして、また時代も移り変わってきたわけございましますし、そういう中で今後どういうふうな議論がなされるかということではございまます。これは、国の最高、國權の最高機關でございまます国会でもつて十分な議論をしていただきたい

政府としては、現在は、今までの憲法の解釈といふのを遵守しておることでございまます。

○田村秀昭君 國際社会が今、その地域地域で致團結して問題の解決に当たろうと、そういう時代を迎えているときに、我が國のみが集団的自衛権の問題によつて各國と足並みをそろえることができないようなことになれば、これは國家としても致命的な損失であると私は思いますけれども、

そういう脅威の中で国民の生命、財産をいかにして守つていくかというような政府の重大な任務がけれども、三十年代、四十年代はいざ知らず、もう二十一世紀に入つて脅威の質も変わってきているわけですね、ミサイル、大量破壊兵器の拡散と。課せられているときに、依然として、集団的自衛権は持つてゐるけれども使えないということをい

つまでもいつまでも言い続けるというのはいかがなものかと私は思います。ミサイルが飛んできますと、それで、それは日本に向かつてゐるのかアメリカに向かつてゐるのか分からぬ、そういうときにそれを迎撃する。自分のところへ来たときは迎撃できるけれども、よそへ飛んでいったときはは迎撃できない。それ

いうことは飛んでいるときは分からぬわけですかから、結果的には集団的自衛権ということになるかもしれませんし、全然脅威の質が変わつてきては取つておられますけれども、持つていてるけれども使えないというのは、もうちょっと分かりやすくていいことなのかもう一度お尋ねいたします。

○國務大臣(福田康夫君) この集団的自衛権の問題につきましては今までいろいろな議論があつたわけござります。

我が国は憲法九条でもつて制約を受けていると、その分は日米安保条約でもつて我が国の安全を守ると、こういう仕組みになつておるわけでございます。もちろん、いろんな議論ございまして、また時代も移り変わってきたわけございましますし、そういう中で今後どういうふうな議論がなされるかということではございまます。これは、国の最高、國權の最高機關でございまます国会でもつて十分な議論をしていただきたい

政府としては、現在は、今までの憲法の解釈といふのを遵守しておることでございまます。

○田村秀昭君 憲法の制約によつてそのようにしているということの御答弁だったようになりますけれども、三十年代、四十年代はいざ知らず、もう

二十一世紀に入つて脅威の質も変わってきています。十分審議を引き続きやつしていくべきだと、

そこで国民の疑問に答えていくべきであるということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○田村秀昭君 国会改革連絡会(自由党)の田村でございます。

ねさせていただきます。

○国務大臣(福田康夫君) 要するに、この我が国憲法、もう五十年以上たっているわけでござりますけれども、そういう憲法の解釈についていろんな議論があつて、その中で、今の考え方でやることについてはこれは大方の御理解を得られているものというふうに思つております。

今後、この解釈についてどうするかということにつきまして、これは先ほど申しましたようにいろんな議論があつていいんだろうというように思います。また、国際情勢が例えれば変化するといったようなときに今までよろしいかどうか。これは憲法の改正の問題とも絡んでくる問題だらうというふうに思つておりますので、そういう観点からも議論も必要だらうというふうに思つております。

○田村秀昭君 ミサイル防衛の担当である防衛庁長官、いかがですか。

○國務大臣(石破茂君) 先ほど委員がお尋ねの、弾道ミサイルがどこへ向かっているのか分からぬといふ状態でどうなのかと、いうことがございました。私もいたしましては、これは法制局の答弁がございますけれども、弾道ミサイルの発射後においてこの武力攻撃が我が国に対するものであることがいままだ判明していない段階での対処につきましても、我が国を目標として飛来してくる蓋然性が非常に高いというふうに判断される場合にはこれが自衛権の対象として認められることがあります。このことをどう考えるか。いろんな議論が、法的にも、そしてまた技術的にも必要なことなのだと思います。

集団的自衛権につきましての立場は今官房長官が答弁なさったとおりでございますが、これを弾道ミサイルなどのように考えるかということは私どもとしてもきちんと整理をしておかねばいけない問題だというふうに認識をいたしておりますところでございます。

○田村秀昭君 私は、この集団的自衛権の問題と

いふのは、できるだけ早く憲法との関係について精査しないと、今行われている有事法制だと周辺事態法だと米軍の支援ということを行つたよ

うな場合にも、そういう問題で、自分たちの国を助けてくれる国への後方支援というんですか、これは弾が飛んでこないとか安全な地域だとかいう意味ではなくて、一つの後方というものは職域の機能を言つてゐるわけで、そういうことを我々が我が国の自衛隊がする場合においても、非常にこの集団的自衛権の問題というのは、すつきりしないと神学論争のようなことを繰り返していかないで済まないということです。行く人たちにとってもきやならないということです。行く人たちにとってもきやならないということです。行く人たちにとってもきやならないということです。非常に従来から強いと私は思つておりますので、どうぞよろしく御検討いただきたいというふうに思ひます。

それから、次に自衛隊の海外における活動について、二、三お尋ねをさせていただきます。艦船に対しても行つてはいるんですが、これは行うとか行わないとかいうことはなくて、実際に行つてゐる隊員というのはもう大変なわけですね。炎天下の場合には、海水が三十七度以上になつてくると、もう甲板の上で卵焼きが焼けるような、そういう状況で、もう疲労の、過労というか、もう疲労度が非常に高い。それで、この前、二名の自衛官が過労のために派遣先で亡くなつてゐるわけですが。

そういう現実に行つてゐる人たちの立場に立つては余り議論がなされていない。行くべきだとか

ではないとか、そういうことに焦点が当

てられているわけですが、非常な自衛官に課せられた任務は大変なものだということを私は思つてゐるわけですから、この自衛官の待遇も問題について、厳しい環境下での任務遂行でござりますので、特に艦船というものは寄港しないと手当というのはなかなか付かないような現状でござりますので、是非、これは防衛庁長官、お考え

になつておられると思ひますけれども、今現在どちらいうふうな隊員に対する処遇が行われてゐるのか、お尋ねさせていただきます。

○国務大臣(石破茂君) 失礼いたしました。先生から、この点は参議院外交防衛委員会におきましても御指摘をいただきました。また、与党の議員からも多く指摘がなされ、また現場からも御意見があるところでございます。

そういうのを踏まえまして、先般、この手当の改正は行わせていただきました。詳細につきましてはまた先生の方に御説明に上がらせていただきたいと思いますが、いろいろと隊員に対します御配慮をいただきまして、ありがとうございます。○田村秀昭君 我が国は国際貢献に関して、今、イラクへの復興支援ということが話題に上つております。そこで、特に派遣される自衛官がいかにすれば現地で効率的かつ安全に活動できるか、イラクですね。それで、自衛官の疲労度に関するいろんな調査も是非していただきたいと思います。

かにすれば現地で効率的かつ安全に活動できるか、イラクですね。それで、自衛官の疲労度に関するいろんな調査も是非していただきたいと思ひます。

そういうことについて、今、イラクの復興支援ということについての自衛隊の派遣ということについては、今どういう状態になつておるのか、ちょっとお聞かせください。

○国務大臣(福田康夫君) イラクに対する支援の在り方と申しますか、具体的な方策につきましては、今様々なことを考えております。例えば医療支援とか、それもエジプトとかヨルダンとか巻き込んだ形で、アラブの国々と一緒につて支援をしようというようなことをやつております。

自衛隊の活動ということになりますと、そういう場面があるのかどうかということを含めまして今いろいろ調査いたしております。具体的には、例えばイラクの国内でない、国外において中東地域の輸送業務の支援をする必要はあるかどうか、またその場合にどういうような体制が必要かといつたようなことも今調査を始めたところでございまして、現行法の中でき得る限りの支援はし

伊拉克の国内のことになりますと、これはやはり新しい法律を作らなければいけないというようなことがございます。新しい法律を作つてどんなニーズがあるのか、そういうようなことも含めまして今いろいろと調査をしている段階でございます。

○田村秀昭君 官房長官、このイラクの復興支援ということについては、自衛隊関係は大体いつごろから派遣される御予定なのか。新法との関係も、法律の制定も必要なのか。

○国務大臣(福田康夫君) ただいま申し上げました例えはイラク国外における、周辺国における輸送活動とか、そういうことにつきまして、これは現行法でできますので、それはそういうニーズが本当にある、あるということになれば積極的に取り組んでいこうと、こういうように考えております。それ以上のことにつきましては、これはまだこれから検討してまいりたいというようになります。

そういう意味におきまして、いつということを申し上げるのは、イラクの国内治安状況とか、いろんな状況を判断した上でのことです。

○田村秀昭君 その際に是非考えていただきたいのは、武器使用のことであります。

武器の使用の基準を国際基準に照らして遜色のない、特に治安の余りよくないところでございますので、今までのPKOとかそういうのとはちょっと異なりますので、その武器使用基準を国際基準にきちっとしてから行かしてもらいたいというふうに私は思つんですが、いかが。官房長官。

○国務大臣(福田康夫君) 自衛隊が海外で平和的ないろいろな支援活動をするという際に、武器をどういう限度まで持つべきかといったようなことについての議論というのは、これは国会でもざんしていただいておるわけでございまして、今後のそういう武器の、装備の在り方、そういったことについての議論というのは、これは国会でもざんしていただいておるわけでございまして、今後もいろいろな支援活動をするという際に、武器をどういう限度まで持つべきかといったようなことについての議論というのは、これは国会でもざんしていただいておるわけでございまして、今後もいろいろな支援活動をするという際に、武器をどういう限度まで持つべきかといったようなことについての議論というのは、これは国会でもざんしていただいておるわけでございまして、今後もいろいろな支援活動をするという際に、武器をどういう限度まで持つべきかといったようなことについての議論というのは、これは国会でもざんしていただかなればいけないだろう

というように思つております。これは自衛の問題

とか、いろいろ考え方ござりますので、そういうものを勘案した上で判断すべきものと考えております。今、政府の方として具体的にどうこうということを考えているわけではございません。

御意見は御意見として承っておきます。

○田村秀昭君 自衛隊の派遣される場合には是非、国際的な基準に照らして、活躍できるように是非お願いしたいということを強く要望して、私は質問を終わらせていただきます。

○大田昌秀君 社民党・護憲連合を代表いたしまして、質問させていただきます。

まず、有事法制の用語は、一般には、非常に意味、内容があいまいで分かりにくいと言われております。今回提案されている有事関連三法案は、武力攻撃事態法を主眼にいますが、その定義からしますと有事とは正に戦時にはかなりの有事法制としたのか、御説明ください。

○国務大臣(福田康夫君) 国家の緊急事態に対する対処といふものは、独立国家として当然の、また最も重要な責務であるというように考えております。ですから、有事法制は国家存立の基本として当然整備されていなければならぬものというような考え方をしております。

この有事関連法案は、もとより憲法の下であります。ですから、有事法制は国家存立の基本として当然整備されていなければならぬものというように思われますと、有事法制としては、戦時法制と言わざるを得ません。ただ、そのことは、非常に意味、内容があいまいで分かりにくいくらいだと思われます。今回提案されている有事関連三法案は、武力攻撃事態法を主眼にいますが、その定義からしますと有事とは正に戦時にはかなりの有事法制としたのか、御説明ください。

○国務大臣(福田康夫君) 国家の緊急事態に対する対処といふものは、独立国家として当然の、また最も重要な責務であるというように思われますと、有事法制としては、戦時法制と言わざるを得ません。ただ、そのことは、非常に意味、内容があいまいで分かりにくいくらいだと思われます。今回提案されている有事関連三法案は、武力攻撃事態法を主眼にいますが、その定義からしますと有事とは正に戦時にはかなりの有事法制としたのか、御説明ください。

○国務大臣(石破茂君) 我が國は冒頭申し上げましたけれども、そういうものは全く異なるものでございます。

今、戦時立法、戦時法制と、こういうような御指摘ございましたけれども、この戦時立法、これ具体的にどういうものか明確なものはございません。日本国憲法の下における有事関連法案は、戦前の国家総動員法とかそれから兵役法というのが

ございましたけれども、そういうものは全く異なるものでございます。

○大田昌秀君 去る第二次大戦において、我が国には三百余りの有事、戦時法制があったと言われておりますが、戦時中のこれらの法制と今回提起されたおりまます。違う点があるとすれば、具体的にどういますか。違う点があるとすれば、具体的にどう

いう点が違いますか。

○国務大臣(石破茂君) 戰前の有事法制というのは、要は國家の総力をすべて戦争に向けて結集を

するのだということだったと思います。國の総力を最も有効に發揮し得るよう人的、物的資源を統制、運用する、そして治安を維持するということ

がございまして、そこには國民の保護という概念がほとんど見られなかつたと私は思つております。

しかし、今回の有事法制というのは、一つは自衛隊の行動を円滑にということもございます。もう一方で、いかにして國民を保護するか、迅速に避難をし安全な場所へ逃れていただくかというこ

とを中心に考えておるわけでございます。もちろん國家総動員法というものもございません。戒厳令とかそういうものもございません。私も戦前の有事法制はほとんど目を通してみましたが、今回

のものは全くそれとは異なるものだという認識を持つておるところでございます。

○大田昌秀君 去る太平洋戦争で日本が無条件降伏したときの国内の残存兵力及び総予算に占める軍事費の割合について正確な数字を教えてください。

○国務大臣(石破茂君) お答え申し上げます。

八月十五日の、十五日現在、昭和二十年、残存兵員数は陸軍五百四十七万人、海軍二百四十二万人となつております。昭和十六年から二十年まで

軍事費は千六百六十億円が総計でございます。

○大田昌秀君 多数の兵力に加え、巨額の予算を

使つた去る大戦で施行された三百余りの戦時法制によつて國民の生命、財産が守られたと認識されておりますが、戦時中のこれらの法制と今回提起されたおりまます。違う点があるとすれば、具体的にどう

いますか。違う点があるとすれば、具体的にどう

いう点が違いますか。

○国務大臣(石破茂君) 我は冒頭申し上げまし

たように、國民を守るという意識にかなり欠けた、全くなかつたとは申しません、防空法などはその一部だつたと思つております。ただ、そのことに

よつて、戦前にあれだけあつた有事法制によつて國民の生命、財産は守れなかつた。それは有事法

制に起因する部分もそれはござります。國民を保護する法制がなかつたということがさきの大戦の大きな反省点だと思っております。

しかし、それ以外にもやはり外交の誤りでありますとか、あるいは戦争の見積りでありますとか、あるいは統帥権、陸海軍の現役大臣、多くの要因が重なつてあのような惨禍が生じたものと、このふうに承知をいたしております。

○大田昌秀君 私は、今回の有事法制問題を考える場合に、去る沖縄戦の体験と申しますか教訓と申しますか、これを参考にするのが非常に大事だ

というふうに考えております。

政府は、去る太平洋戦争で住民を巻き込んだ沖縄戦の性格をどのように認識されていますか。とりわけ、戦時下の沖縄で戦時法制がどのように一

般住民の人権や財産権を守ることができたかについて、もしできたとすれば、具体的な例を挙げてお示しください。

○国務大臣(福田康夫君) さきの大戦におきまして、沖縄は国内で唯一の住民を巻き込んだ地上戦を開戦したと、こういうことでもつて、これはも

う本当に多数の県民の尊い命が犠牲となり、そして筆舌に尽くし難いような苦難を経験された、そし

ういう認識をいたしております。

こういうような沖縄戦の実態を十分把握してい

くということは、これは大変重要なことだと認識しております。

したがいまして、自衛隊員が行う宣誓の中で憲法の遵守を誓うことや、参議院におきます自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議との関係で、有事関連法案は何ら問題となるものではない

また、昨年から都内に沖縄戦関係資料閲覧室を開設いたしました。そこで一般にそういう資料を公開し、多くの人が沖縄戦の実態に触れるということができるよう努めているところでございます。

それから、沖縄戦におきまして戦時立法がどういう機能を果たしたのかということは、今後、沖縄戦の実態を考える中で明らかにされるべき事柄と考えております。しかし、当時の戦争は総力戦でございまして、國家の資源を挙げて行つたといふものでございます。単に法制の機能のみを取り上げて論ずるのは困難ではなかろうかというようになります。

○大田昌秀君 政府が提案しているいわゆる有事法制は、私から見ますと、憲法の規定及び自衛隊法三十九条、さらには昭和二十九年五月三十日に本参議院で採択された自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議に違反すると思います

が、政府はこの点についてどのようにお考えで

しょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 我が国が独立国である以上、日本国憲法は主権国家としての固有の自衛権、これを否定しているわけではありません。有事関連法案は、こういうような憲法の下で、あくまで外部からの我が国に対する武力攻撃等に的確に対応するためにはその態勢を構築するということを目的として整備されるものでございます。

また、武力行使の目的を持つて武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するという、そういういわゆる海外派兵というものは、一般にこれは自衛のための必要最小限度を超えるということございまして、憲法上許されないものであるということはもう委員よく御案内とおりでございます。

したがいまして、自衛隊員が行う宣誓の中で憲法の遵守を誓うことや、参議院におきます自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議との関係で、有事関連法案は何ら問題となるものではない

前の国家総動員法とかそれから兵役法というものが

学者に聴取したところ、北朝鮮が二、三年以内に数百の核爆弾を製造する可能性があるとの情報を得たと伝えております。

こういうことが事実だとすると、我が国の安全保障にとってゆゆしき事態だと思いますので、川口外相、現在北朝鮮の核保有に対してもう一つ認識を持つておるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 四月の二十三日に北京でございましたアメリカ、中国、そして北朝鮮の会談のときに、北朝鮮が核を保有しているという発言をしたということがパウエル長官が上院で公聴会で証言をしたとき出でおりますけれども、米国は今まで北朝鮮が一個あるいは二個程度の核兵器を持っている可能性があるという評価はずっと行つてきております。

それで、我が国といたしましては、この点について、核の保有があるともないとも、いずれにしろ発言をしたということにつきましては、この発言 자체、あるいは米側の評価、これについての評価ですが、これを重視して深刻に受け止めておりまして、北朝鮮が核兵器を保有している可能性、これは廃棄を、これは排除されないとふうに考えております。

いずれにいたしましても、政府といたしましては、北朝鮮の核問題を平和的に外交的に解決をするという基本方針の下で、米韓両国と連携を緊密にいたしまして対処をしていく方針でございます。

○福本潤一君 これは、一九九九年の周辺事態法の質問のときもありましたけれども、あの当時ですら、北朝鮮の目下の目標は核をミサイルに搭載する小型化の技術であるというふうにありました。連綿とこういう情報相次ぐ中で、アメリカの情報中心ではございますけれども、外交の中でもこの問題に対しても今後鋭意取り組んでいただきたいと思います。

この四月二十三日以後、五月二十三日、ブッシュ

ていこんだらうと思います。

川口外相、日米首脳会談と今後の一連の外交日程を踏まえまして、対北朝鮮政策、これの基本方針、大きく述べさせていただきたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 北朝鮮の核開発問題につきましては、今般、先般行われました日米首脳会談におきまして、核兵器開発計画は認められな

い、そして日米韓で連携をして問題の平和的な解決のために真剣かつ毅然として取り組むということが確認をされたわけでございます。

エビアン・サミットにおきましては、この会談において、抑止と圧力の違いといふことなどでございましたけれども、いずれにしても、両方とも、我が国が持っている外交目的、これが実現をするように何らかの働き掛けを行う、ある

ことは、ということである、そういう意味を持つということであると私は考えております。

圧力という言葉がかなり重い響きを持つてしまふかもしませんけれども、基本的に、外交といふことをやつていくときに、これは、今まで我

が国は幾つかそういうことをやつてきておりますけれども、例えは今回の北朝鮮のNPT脱退に際しましては、これはIAEAの場で議論をし、国連の安保理にこれを送付をするということをやつております。そういう力、それをもつて我が

相会談では議論を皆さんにしていただき、この問題についての各國の理解、そして協力を求めたわけございまして、首脳会談でも同じような話合

合でも同じような議論をいたしまして、同じようなメッセージを発しました。また、核の問題もさることながら、拉致問題、これにつきましても外

相会談では議論を皆さんにしていただき、この問題についての各國の理解、そして協力を求めたわけございまして、首脳会談でも同じような話合

いがなされることとなると考へております。

○福本潤一君 そういう、何か対話と圧力というものを基本として北朝鮮政策取つていかれると思

います。あめとむちとかいろいろ言葉はございますけれども、この圧力というものをどういう形で今後示していく流れになるのかというのをお伺い

いたいと思いますが、日朝間を往来しているマンギヨンボン号、万景峰号と言つた方が分かりやすいですけれども、これの乗組員全員の上陸禁止を

繼續するとかいろいろ私なりに考えはできますけれども、外務省として北朝鮮に厳しい姿勢を示す、この実効ある規制強化策、これを示していただければと思います。

○国務大臣(川口順子君) 圧力という言葉が聞く

压力を加え、国際的な対話を引き出して核問題の平和的解決を道筋を付ける方策、これが模索され

ませんけれども、まずその経済制裁ということをお考へいらっしゃいましたら、これは今、問題を平和的に外交的に解決をしようという努力が行

われているその中でござりますので、この時点で北朝鮮の最近の一連の動きを受けて経済制裁を行ふということを表明している国は今ないという

ことでござりますし、我が国としても北朝鮮に対して経済制裁を行ふということは今の段階では考えておりません。

そして今後、事態の推移、これはいろいろあり得るかもしれません、この事態の推移いかんで何らかの措置を取る必要があるという判断があつた場合、この場合は国際社会で連携をして慎重に判断をしていくこととございます。

それから、これは北朝鮮との間だけではなくてほかのどの国にも適用される話でござりますけれども、不法行為、例えば麻薬ですとかそれから大量破壊兵器の関連の物資、技術、違法な取引を厳密に厳格に取り締まっていくということは当然でございまして、この点については、外務省としては関係の省庁と引き続き緊密に連携をいたしまして、このような取引の取締りに努めていく所存でござります。

いずれにいたしましても、政府といたしましては、今後、米国、韓国と緊密に連携を取りまして、このような取引の取締りに努めていく所存でござります。

れたと言われた日本人拉致問題、これはなかなか

多国間外交では難しいテーマであろうかなと思ひます。

中国、私もAPPFでこれを議題に取り上げるようないいことを言いましたら、大変な反対をしてまいりました。

ですので、この問題、今後、鋭意進めていかれると思いますけれども、ここ段階で、ブッシュ大統領が日米首脳会談で、北朝鮮に拉致された日本人の行方がすべて完全に解明されるまで米国は日本と連帯するという頼もしい発言がございました。

ですので、この問題、エビアン・サミットの中でも触れられていくと思いませんけれども、具体的に議長総括という形で、主催国が議長をするようございますが、これが言及されるような動きにござりますが、これが言及されるような動きになるのか、これ、そういう情報もございますけれども、現状認識をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(川口順子君) 議長総括は、議長国であるフランスが会議での議論の状況、これを踏まえましてまとめたものでござりますから、その会議の前に、今の時点でその内容がこうあるということを申し上げるのは非常にできないわけでございますけれども、G8の外相会談でも話がありましたように、この拉致の問題についても、これはほかの国々にも重大な関心事項でございまして、先ほども申しましたように、エビアン・サミットでも当然議論になるというふうに考えております。

日本としては、この拉致問題を取り上げて、そしてG8の各國の理解と協力をサミットにおいても求めたいと考えております。
○福本潤一君 官房長官、お忙しい中、せつかく来ていただきております。
この核開発問題、拉致問題、これが解決しなくては日朝外交正常化はないという方針、これで貫いていかれていると思います。官邸がこの問題にに対する努力、私も注目してまいりますが、この拉致問題の解決、難しいテーマでございますけれども、福田官房長官の決意を改めてお伺いしておき

たいと思います。

○國務大臣(福田康夫君) 国交正常化というの

は、拉致問題の解決なくしてはこれはあり得ない

というように思います。そういう考え方に基づき、

これまで我が国政府も最大限の努力をしてきました。

ただいまの、川口外務大臣も、国際場においていろいろ働き掛けをしてまいりたということであ

ります。それ以外にも、二国関係、二国間関係とい

うような場におきましてもこういうような問題提

起をし、そして、この問題については極めて非人

道的であり、また、かつ国家に対する脅威という

ようなことでもって重大に考えるということにつ

いての国際間の認識の共有というものはできてい

るのではないかと、こういうふうに思っております。

今後、あらゆる機会においてこの問題の重要性を指摘をしつつ、この問題に対応して変わらぬ姿勢でもって解決に向けて努力してまいりたい、このように思っているところです。

○福本潤一君 昨年の十月にクアラルンプールで、ある意味では北朝鮮に疑問点ぶつけて、それ以後断絶状態。回答、具体的に寄せられているのかということと、今後、第二次調査団を北朝鮮に派遣するというような考へはないのか、これをお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(福田康夫君) 昨年十月の日朝国交正

常化交渉におきまして、我が国から北朝鮮側に対

しまして拉致問題に関する照会事項を手交して速

ということあります。

また同時に、併せて直接的にこの問題について

強い働き掛けを、今、これまで以上の強い働き掛けもしていかなければならないだろうと、こういふふうにも思っております。

ただいまの、川口外務大臣も、国際場においていろいろ働き掛けをしてまいりたと、このことであ

ります。それ以外にも、二国関係、二国間関係とい

うような場におきましてもこういうような問題提

起をし、そして、この問題については極めて非人

道的であり、また、かつ国家に対する脅威という

ようなことでもって重大に考えるということにつ

いての国際間の認識の共有というものはできてい

るのではないかと、こういうふうに思っております。

○國務大臣(川口順子君) 御家族、北朝鮮にいる

御家族の方々が日本に帰ってきて、自由な環境の

下で意思決定をしていただくことが必要で

あるということは、政府が決定をいたしたところ

でございまして、またそれと同時に、拉致の関係

の実態関係の明確を求めておりませんけれども、そ

の方針には変化はございません。

したがいまして、第三国でというようなことは、

政府としては今の時点では考へていないわけでございます。

○福本潤一君 拉致問題全体の解決が一番望ま

いわけでございますが、そういう具体的な今の不

条理な状態、これに対する対応も考えていただけ

ればと思います。

○福本潤一君 そういう問題だけやっておりますと、事態特の

審議だということが、思いますので、私の方で具

体的に、防衛廳長官おられます、その中で質問さ

せていただきます。

衆議院で九割近くで賛成で通過したということ

でござりますし、傘を準備すると雨が降るんだと

いう論理の方もおられるようございますが、有

事に備えて傘、まあ有事法制、整備しておくとい

うことは必要だと思います。今回、これが九割近く

の賛成で通ったという中で、参議院でも様々な

質問しておりますし、私も、もうこれ以上質問す

るほど、重なると、少なくなつてはいるというふうには思つております。ただ、これは重要な法案で

ございますので、その中で確認も入るかも分かります。それ以外にも、二国関係、二国間関係とい

うふうにも思つております。

○福本潤一君 官房長官、結構でござります。

外務大臣にもお伺いしておきたいんですけども、今、日本に拉致被害者の方五名帰られている。

また、横田めぐみさん、お孫さんは現れたという

ことでござりますが、今、北朝鮮に残された御家

族とこの家族第三国で再会ということ、これについて具体的にお考えとして努力されるおつもりはないのか、これをお伺いしておきたいと思います。

○福本潤一君 お伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(川口順子君) 御家族、北朝鮮にいる

御家族の方々が日本に帰ってきて、自由な環境の

下で意思決定をしていただくことが必要で

あるということは、政府が決定をいたしたところ

でございまして、またそれと同時に、拉致の関係

の実態関係の明確を求めておりませんけれども、そ

の方針には変化はございません。

したがいまして、第三国でというようなことは、

政府としては今の時点では考へていないわけでございます。

○福本潤一君 拉致問題全体の解決が一番望ま

いわけでございますが、そういう具体的な今の不

条理な状態、これに対する対応も考えていただけ

ればと思います。

○國務大臣(石破茂君) ここにおきます内閣総理大臣というのは、内閣の長としての内閣総理大臣でござります。したがいまして閣議決定と、こう

いう決定する閣議が事前に行われていないと、これ総理だけの判断でいいのかというのを改めて思

います。

○福本潤一君 そこで、どういうふうに考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) ここでおきます内閣総理大臣というのは、内閣の長としての内閣総理大臣でござります。したがいまして閣議決定と、こう

いうお話になるわけで、武力行使を開始します点につきましての判断をどのように行うかは、今、

先生お話しいただいたとおりでござります。

そうしますと、この自衛権行使に係る政府とし

ての判断の手続をどうするのかということは、本

当に先生のお話も私もきっと考えてみて検討し

なければいかぬのだろう、どういうやり方がいい

のかということでござります。

○國務大臣(石破茂君) 武力攻撃事態には、とにかく迅速に対処しなけ

して、逐次段階的に防衛力整備を進めてきたという経緯がございます。

それで、昭和五十一年に至りまして、防衛力の整備の進め方を改めております。これは、防衛力の在り方やその具体的な整備目標を明らかにするものとしまして、防衛計画の大綱、最初の大綱を策定したものでございます。

これは、背景を申し上げますと、一次防から四次防までということでこれまでやつてきてはおったわけでございますが、防衛力の整備目標がその時々の諸般の情勢や科学技術の発達等の諸条件によつて変動する性格のものであつたため、受け取る国民の側に、の皆様の側におきまして、我が国の防衛力がどこまで大きくなるのかといったことがございまして、政府としてこれにできる限り明確にこたえる必要があつたと、いうことが一点でございます。

それから、国際情勢を見ますと、このとき我が

国周辺地域におきましては中ソ対立が継続して

おりました。それから、米中関係の改善等により、東西関係の枠を超えたアメリカ、中国、ソ連

という三国間の一層安定してお

りまして、軍事力をもつて現状変更を図ることは

更に困難な状況になつたという背景がございまし

た。

それから、国内的には、石油ショック等により

まして、我が国経渌がそれまでの高度経済、高度

成長経済から軌道修正が求められまして、防衛費

を大きく伸ばすことが困難な状況が生じたとい

うものを背景としておりました。

具体的には、これはいわゆる基盤的防衛構想

と名付けられたものでございますが、防衛上必要な各種の機能を備えまして、後方支援体制を含め

て、その組織及び配備において均衡の取れた体制

を保有することを主眼としまして、これをもつて

平時において十分な警戒態勢を取り得るとともに、限定かつ小規模なまでの、侵略までの事態に

有効に対処し得るものと、これを防衛力の目標と

したわけでございます。

○福島啓史郎君 ちょっと時間の関係で、途中でございますけれども。
要するに、防衛庁としては、時代の環境変化に応じながら計画、制度を運用してきたということだと思います。しかしアメリカは四年ごとに国防計画を作っているわけでございます。あるいはフランス、これはちょっと長いですが十五年ほどはフランス、これはちょっと長いですが十五年程度の計画を持っている韓国は五年程度というところでございます。いずれの国も防衛計画制度は持つておって、それを時代の環境、国際情勢の変化に応じて改定するなどして運用を実態に合わせてきているわけでございます。

ところが、我が国の防衛計画大綱の場合、これは周期が無期限になつておるわけですね。私は非常におかしいと思うわけでございます。世界の情勢の変化は早いわけでございますので、私の考え方としましては、五年ごとに十年後を目標とする方としましては、五年ごとに十年後を目標とする防衛の基本計画を定め、期間五年ごとの防衛装備計画、中期防に当たるものでしようけれども、そうした防衛整備の計画を作つていくというローリング方式で作成するというふうに改正すべきだと思いますが、防衛庁長官、いかがですか。

○國務大臣(石破茂君) これ先生、当然御案内のとおり、無期限というわけではございませんで、この対象期間につきましては「将来情勢に重要な変化が生じ、防衛力の在り方の見直しが必要になると予想される場合には、その時の情勢に照らして、新たに検討する」と、こう書いてあるわけでございます。しかし、これだと、きちんときちんと何年に一度ということにならぬではないか、本当に困ると思うわけですが、ミサイル防衛の緊急的な整備も含めた検討といふ理解してよろしいかどうか、防衛庁長官のお考えをお聞きします。

○國務大臣(石破茂君) これは、大綱の見直しにつきまして私が云々すべき立場におりませんので、そのことは冒頭にお断りを申し上げておきたく思つております。

これは党におきましても逐次御報告を申し上げております。防衛力の在り方検討といふのをやつておるところでございますが、今、防衛庁におきましては、防衛力の在り方検討といふのをやつております。防衛力といふのはどうあるべきなのか、そして御指摘の防衛計画の大綱、中期防を含めまして私は平成七年のものです、七年前のものです。というふうに申し上げましたらば、えらいびつくりされて、ロング・ロング・アゴーと、こういうことを言われたことをよく覚えておるわけでございません。また、検討結果の取扱い等につ

いますが、やっぱり情勢にきちんと合つたような大綱であることは必要だと思っております。

したがいまして、今私どもはこの大綱と中期防衛力整備計画の組合せで行つておるわけでございませんが、これを変えるとか変えないとかいうことを私が今申し上げる立場にはおりません。これは内閣全体で決するものでございます。

しかし、今の大綱の後に何が起つたかといえれば、これは能登半島沖不審船事件があつた、そしてまた奄美の事案があつた、テボドンが飛んだことなどがござります。今の大綱にも非対称的でありますと考へるにはテロ、ゲリラ、そういう記述もございますが、本当にこれでよいのかどうかという見直しは不斷に我々は検証として行つていかねばならない。大綱を見直すかどうかという意味ではございませんで、検証を行うといふ作業は常に行わねばならないというふうに私は考えております。

○福島啓史郎君 後で申し上げますけれども、そ

うした防衛整備の計画を作つていくというローリ

ング方式で作成するというふうに改正すべきだと

思いますが、防衛庁長官、いかがですか。

○國務大臣(石破茂君) これ先生、当然御案内のとおり、無期限というわけではございませんで、この対象期間につきましては「将来情勢に重要な

変化が生じ、防衛力の在り方の見直しが必要と

なる」と予想される場合には、その時の情勢に照らして、新たに検討する」と、こう書いてあるわけでございます。しかし、これだと、きちんときちんと何年に一度ということにならぬではないか、本当に困ると思うわけですが、ミサイル防衛の緊急的な整備も含めた検討といふ理解してよろしいかどうか、防衛庁長官のお考えをお聞きします。

○國務大臣(石破茂君) これは、大綱の見直しにつきまして私が云々すべき立場におりませんので、そのことは冒頭にお断りを申し上げておきたく思つております。

○政府参考人(牧野治郎君) お答えをさせていた

だきます。

今、先生御指摘の公共事業の長期計画でござりますが、これは資源配分を硬直的なものにしてい

るとか、あるいは経済動向でござりますとか財政

事情に応じた弾力的な執行を妨げているとか、そ

ういった御批判がございまして、そういうことで

その計画の策定を事業量から成果に転換したわけ

でございます。

他方、中期防衛力整備計画の総額明示方式でござりますが、これは計画期間中の防衛関係費総額、それから総予算額を明示するというものでございまます。これが昭和六十二年度予算編成に際しましてGNP 1% 程度、各年度の防衛関係費の総額が超えない、これを撤廃いたしたときに、その新

たな歯止めとして導入されたものでございます。そういう意味で、この中期防衛力整備計画は從来の公共事業の長期計画とは異なる性格を持つているというように我々は考えております。

そういう意味で、節度ある防衛力の整備という観点から引き続き総額を明示していく必要があるだろうというよう考へております。

○福島啓史郎君 それで、毎年の防衛予算を次に見て、いかついと思うわけでございますが、防衛予算の陸海空のシェア、最近の状況をお答えください。

○政府参考人(北原巖男君) 御答弁申し上げま

す。

先ほど大臣が御答弁いたしました大綱あるいは中期防の下に防衛力の整備に努めているわけでござりますが、先生御承知のように、今大変厳しい財政事情の下にござりますけれども、私ども各年度の予算編成に当たりましては、これまで資源配分の重点化等に努めているところでございまして、今御質問の五か年間、したがいまして十一年度から十五年度になりますが、これの陸海空別の構成比につきまして申し上げますと、陸上自衛隊につきましては、十一年度が三七・四%、十二年度は三七・六%、十三年度から十五年度にかけましては三七・八%でござります。

また、海上自衛隊につきましては、十一年度は二三・一%、十二年度が二二・三%，十三年度は二三・四%，十四年度及び十五年度につきましては二二・七%、そして本年度は二二・〇%，十四年度は二二・五%でございます。

○福島啓史郎君 長官、今聞いておられたと思ひますけれども、五年間変わっていいんですね。陸は三八、海は二三、空は二三。これは五年間ずつとなんですね。十年に広げましてもせいせい一%ないし二%の変化しかないのでございます。私は

は、こういうシェア固定の予算はますいと。我が國の防衛力を時代に合った形で効率的に整備していく上で私は問題だと思います。

したがつて、例えば長官自ら、重視的に配分す

べき分野に重点配分できるように、陸海空からの予算、原局からの予算要求はマイナス一〇%する、

残りの一〇%はそういった優先分野に充てるとい

うような指示を出すべきではないでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) ここ、本当、頭の痛いと

ころでございまして。

例えばミサイルディフェンスを入れるという

ときに、どこからこのお金出すのと、仮に出すと

するならば、これはもうあくまで仮定の話です。

どこから出すのだろうという議論がありません

と、安保會議の御議論にならないということもあ

るだろうと思います。そうすると、じや、一律カット

ことで一〇%ずつ、陸海空一〇%出せというよう

ことが本当にできるんだろうかということはある

のだろうと思います。

これは委員が農林省にいらっしゃったときに、

じや、URの予算どこから出すかねみたいなこと

で、一律一〇%カットで出せみたいな話がござい

ましたが、そういう形がさて安全保障においてで

きるかどうか。どういう形でするか。今でも、例

えばPXですかCXですか、あいうビッグ

プロジェクトの場合にはやりくりやりくりしなが

らそういうビッグプロジェクトのお金をしてき

ておるわけでございます。そして、やむを得ず最

終的に経費繰延べみたいなこともやっておるわけ

その法的整備といふものは、これは予算を伴う

といふことに、当然組織の改編になりますので予算を伴うことにならうかと思ひます。その場合に、統合運用といふものの実を上げるために、いつぞの時点でということはよく検討をいたしております。その段階で、また御指導いただきたい

統合運用といふものであります。これは予算を伴う

その法的整備といふものは、これは予算を伴う

といふことに、当然組織の改編になりますので予算を伴うことにならうかと思ひます。その場合に、統合運用といふものの実を上げるために、いつぞの時点でということはよく検討をいたしております。その段階で、また御指導いただきたい

統合運用といふものであります。これは予算を伴う

といふことに、当然組織の改編になりますので予算を伴うことにならうかと思ひます。その場合に、統合運用といふものの実を上げるために、いつぞの時点でということはよく検討をいたしております。その段階で、また御指導いただきたい

統合運用といふものであります。これは予算を伴う

といふことに、当然組織の改編になりますので予算を伴うことにならうかと思ひます。その場合に、統合運用といふものの実を上げるために、いつぞの時点でということはよく検討をいたしております。その段階で、また御指導いただきたい

統合運用といふものであります。これは予算を伴う

といふことに、当然組織の改編になりますので予算を伴うことにならうかと思ひます。その場合に、統合運用といふものの実を上げるために、いつぞの時点で

これが委員の質問の御本旨とは外れる

ことかもしませんが、統合といふものは運用だけにとどまるものではないということは当然心得ておかねばならないものだと存じます。

○福島啓史郎君 次に、正に統合運用につきまし

ては長官のおっしゃられたとおりだと思います。

要するに、長官の絶大なる指導力をもつて奮勇を

発揮していただきたいと思うところでございま

す。予算面も含めてですね。

それから次に、ミサイル防衛と自衛権の問題に

入りたいと思いますが、まず、アメリカは二〇〇四年からミサイル防衛を実戦配備することになつ

たわけございますが、その事実関係をお願いし

ます。

○政府参考人(守屋武昌君) お答えします。

昨年十二月、米国政府は二〇〇四年以降の海上配備型システムを始めとする弾道ミサイル防衛シ

具体的には、二〇〇五年までに大陸間長距離彈道ミサイルを、ミサイルというは弾道を描いて

発射するわけですが、発射段階をブースト段階、それから中間段階をミッドコース、それ

から地上に落下する前をターミナルフェーズと、

こう三つの段階で区別しているわけでございます

が、中間段階、ミッドコース段階で迎撃する地上

配備型ミッドコース防衛システム、GMDと、それ

から、短距離、短中距離弾道ミサイルをミッド

コース段階で迎撃する海上配備型ミッドコースの

防衛システム、SMDと申しております。それか

ら、短距離、短中距離弾道ミサイルをターミナル

段階で迎撃するペトリオットのPAC-3を初期配備するとともに、既存の早期警戒衛星の利用、地

上配備型レーダー、イメージス艦レーダーの各種の

レーダーの改良等を行いまして、弾道ミサイル対

処能力の獲得を図ると、こういうふうに決定をし

たと承知いたしております。

○福島啓史郎君 それで、私は、このミサイル防

衛の兵器としての性格、これは専ら正に専守防衛、

我が国にぴったりの兵器体系だと思うわけでござ

いますが、防衛庁長官、いかがでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) これは、かつて野中官房長官のときにもそういうふうな政府談話を出しておりますが、これはもう専守防衛に資するものだと、専守防衛以外の何物でもないということを申し上げております。

よく御批判として、ミサイル防衛みたいなシステムを備えるとこれを上回るような軍拡が起こるのではないか、だから軍拡につながるミサイル防衛反対と、こういうような理屈がございますが、それは今までの議論とちょっと違うのであって、こちらがミサイルを五基持てば向こうも五基、こっちが十基持てばそれを上回る十二基みたいに、ミサイルとミサイルみたいな対称的なときに、それをやつたらばもっと軍拡ということが出来る議論としてあつたのだと思つんで。ところが、こちらは専守防衛的なもので、迎撃ミサイルなんて、それだけだつたら何の意味もないものでございまして、それを持つたらどうな対称的なときにそれを超えるようなものを作つて軍拡といふのは、私は理屈がおかしいんだと思ってます。

かつてのパリティーの議論とはそれは違つものであつて、議論の性格が私は変わつたのだと、それによつて軍拡が引き起こされるという議論は当たらず、日本がこれを専守防衛的なものとして議論をするということは私は意味があることであり、安全保障会議において御論議がいただけることが将来あるのかもしれないと思っておるところでございます。

○福島啓史郎君 私は、このミサイル防衛には日本が極めて限られているということ、それから我が国に着弾した場合に、弾頭の種類によつては壊滅的な被害が生ずるというような特性があるわけでございますので、このようなものを考慮いたしまして、発射後の弾道ミサイルにつきましては、艦船等通常の兵器によります攻撃の場合ほど確実とされています。一千億といいますと、大きい額ではあります。

○國務大臣(石破茂君) のPAC-3の整備、これでの当面の必要額は一千億円程度というふうに聞いておるわけでございます。一千億といいますと、大きい額ではあります。が、防衛予算全体の中では二%相当ということです。今年度予算での、何といいますか、着手なり、あるいはいかがでしょうか。あるいは来年度予算要求への組入れ等、大臣のお考えはいかがでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) この経費が幾らになるかということにつきまして、今アメリカともいろいろ協議をしながら鋭意議論を詰めておるところでございます。そして、委員御指摘のように、海上配備型SM-3を使うという形と、そしてPAC-3を持つもの、これを併せてやろうというふうに考えております。どつちか一つだけといふことは考えておりませんで、全体としてミッドコース、あるいはターミナルフェーズ、それで対応できるものというのを考えております。

したがいまして、一千億という御指摘でございまが、これが幾らになるかということにつきまして、申し訳ございませんが、今きちんとお答えできません。

また、予算との関係いかんということでございまます。このMDというものを導入するかどうかにつきましては、これはもう先般來お答え申し上げておりますように、その技術的可能性あるいは法的な可能性等々含めまして安全保障会議で御論議をいただくということになつております。そのためには、いつましても私は意見があることをお示ししております。

○福島啓史郎君 その際に、蓋然性のことが議論されております。蓋然性が高い場合にはこの自衛権の、個別自衛権の対象になり得るが、そうでない場合には触れておられないところでござります。

私は、このミッドコースであろうとブースト段階であろうと、我が国に飛来する可能性があるというような場合には、それを、その我が国への着弾を防止するための行使は、防衛力の行使は、私は個別的自衛権の行使に該当すると考えるわけですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(宮崎礼壹君) 御指摘のとおり、弾道ミサイルによります攻撃といいますのは、一つは無人の飛行物体でありまして、いつたん発射されると、その後は事実上制御が不能であるといふこと、それからこれを迎撃し得る時間帯

するシステムであり、第三国との防衛を念頭に置いていないわけでございます。したがつて、一つは、

集団的自衛権との関係では問題がない。

二つ目には、個別自衛権との関係でございます。

けれども、ターミナル段階、これは我が国の領土に来るわけでございますけれども、これは個別自衛権の当然対象になり得るわけでございます。

残るミッドコース段階、またブースト段階、それらの各段階におきますこの個別自衛権との関係につきまして、これは内閣法制局ですか、見解を教えてください。

○政府参考人(宮崎礼壹君) お答えいたします。

政府は従来から、我が国が自衛権行使する場合の要件であります我が国に対する武力攻撃が発生したときといいますのは、他国が我が国に対し武力攻撃に着手したときをもつて足り、我が国における被害が現実に生ずるということを要するものではないというふうに解しております。

他国から発射されました弾道ミサイルが我が国を標的として飛来すると判断されます場合に当該弾道ミサイルを迎撃するということは、個別の自衛権の行使として許されるものと考えております。

○福島啓史郎君 今お答えありましたように、短期間、例えばノドンの場合で、発射から着弾まで十分間なわけです。その間に判断をしなきやいけないという極めて難しい迅速な措置が必要なわけでございます。

したがつて、今の答弁を聞いておりますと、そのミサイル自体の方向性なりが判断できる場合はもちろん判断して、それでもって判断しなきやいれないわけでございますけれども、しかし周辺の状況、例えば、ある発射した国が日本に對してどういう対応を取つておるか等、周辺的な事情も考慮して蓋然性を判断するということでよろしいか

どうか、御答弁をお願いします。

(委員長退席、理事阿部正俊君着席)

○政府参考人(宮崎礼壹君) その点は、基本的に御指摘のとおりだと思います。

○福島啓史郎君 次に、ミサイル攻撃が、ある国におきまして我が国に向けて着手された場合、これは急迫不正の侵害に該当し、かつてに適当な手段がない場合、必要最小限度のものとしてその外國基地を攻撃できるという、これは自衛権の範囲だというのが昭和三十一年に出ているわけでござりますが、この見解は引き続き取つておられるか、内閣法制局にお聞きします。

○福島啓史郎君 私は、このミサイル防衛には日本の持つております技術、これが相当貢献したと思うんですね。これは中曾根内閣のときに、中曾根総理の決断によりましてアメリカに武器供与する、武器技術供与するということを決断し、その結果が、一つは湾岸戦争に生き、今回のイラク戦争、さらにはこうしたミサイル防衛の完成、完成に向けての、何というか、手続といいますか、技術の集積につながつたと思うわけでございます。

それで、アメリカの、先ほど説明ありましたが御答弁ありましたように、我が国の防衛を目的と

○政府参考人(宮崎礼壹君) 御指摘の昭和三十一

せん。

年の政府見解と申しますのは、有名な政府見解でございますが、「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが國土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべし」というのが憲法の趣旨とするところだ

というふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。」

いうものでございまして、これは我が国に対する武力攻撃が発生している局面を前提に述べられているものでございます。

○政府参考人(宮崎礼壹君) 一般論として申し上げるわけでございますが、自衛隊は憲法が許容する自衛のための必要最小限度の実力として認められておるわけであります。したがいまして、自衛隊の装備につきましても、この限度内、自衛のための必要最小限度の実力という限度内であれば憲法上は許されるものと考えます。

ただ、これまでも答弁しておりますように、

性質上、専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる、こういった兵器については、いかなる場合においてもこれを保持することが許されないということを申し上げておきます。

○福島啓史郎君 このような範囲内における自衛力の具体的な限

度、具体的な限度につきましては、結局その時々の国際情勢や科学技術等の諸条件によって左右される相対的な面を有することは否定できないの

で、結局は毎年度の予算等の審議を通じまして国民の代表である国会において判断されるほかはない

といふふうに答弁申し上げておきます。

○福島啓史郎君 ついで、内閣法制局から答弁が

ありましたように、その時々の状況等で判断せざるを得ないということになるわけですが、当面は

現在の日米安保条約はウッドという規定を両面に

おいて使つておられます。

○福島啓史郎君 一方へ

私は、こうしたことから比較しますと、ウイル

オースウェイズ

トするということを言つておるわけですが、

それが一方に対する武力攻撃が、自國の平和及び安

全を危うくするものであることを認め、自國の憲

法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処す

るよう行動することを宣言する」と、こうい

う規定がございまして、この安保条約第五条に從

いまして、米国は我が国に対する武力攻撃が発生

した場合に我が國を防衛する条約上の義務を負つ

ていると、こういう仕組みでございます。

○福島啓史郎君 これを英文を見ますと、こうし

た同盟国との条約を規定する上で差があるわけでござりますね。

○福島啓史郎君 一番強いといいますか、これはかつて我が國も

イギリスと結んでいたわけでございますが、日英

同盟、この日英同盟の規定に基づきまして、第二

条の規定に基づきまして日本は第一次世界大戦に

参入したわけでござります。これは、分かりやす

く言えば、英語で言えば、「ジアザーコントラ

クティングペーティー」、要するに他国ですね、

「ウイルアットワーンスカムツーザアシスタ

ンスオープイツアライ」ということで、「ウイ

ルカムツーザアシスタンス」、要するにウイ

ルを使つておるわけでござりますね。

○福島啓史郎君 また、今現在で一番強いのは、私はNATOの

条約だと思っております。NATOは二重

に規定しておりますが、他国からの攻撃を「シャ

ルピーコンシダードアンアタックアゲイン

ストゼムオール」とある一方からの、一方に

対する、又は二以上の締約国に対します攻撃は

「シャルピーコンシダードアンアタックアゲ

インストゼムオール」、全体の攻撃と考えるべ

きである、みなすと英文で、日本語でなつてお

りますけれども、「シャルピーコンシダードデンジャー」、共通の危険に対応することをいつ

考えるべきであると言つておるわけですね。そして、その場合にはどういう対応を取るかといいま

うわけでござります。

○福島啓史郎君 どうも、頭を整理してみますと、一番強いシャ

空攻撃の例から、あえて一般論として代表的なものを申し上げますと、敵基地攻撃を行うためには、他国の防空用レーダーの妨害や破壊に用いる電子戦航空機や特殊なミサイルが必要でございます。それから、他の防空網を避けて昼夜を問わず低空で他国に侵入するための必要となる特殊な航法システムを装備している航空機等が必要になりますが、こういものは我が方として有しております

○政府参考人(守屋武昌君) 現在の自衛隊がそういう敵基地攻撃を持つておるかということでございますが、現在の自衛隊は敵基地攻撃を目的とした装備体系になつておらず、これに適した装備品を有していないと。

具体的に申しますと、諸外国における他の航空攻撃の例から、あえて一般論として代表的なものを申し上げますと、敵基地攻撃を行うためには、

○福島啓史郎君 日米安保条約、これは同盟条約と言われている

わけでござりますが、この同盟の中心概念は、一

次に、外務大臣に日米安保条約につきましてお

聞きたいと思うわけでござります。

○福島啓史郎君 一方への武力攻撃があつた場合に他方がそれに対し

まして防衛を參戦する、そういう義務があるとい

うことを意味するわけでござりますが、現在の日

米安保条約上どうなつておるか、お聞きいたし

パートイーズソーアタックドバイテーキング
フォースウェイズ」ということで、ウイル・アシス

トする

ということが一番強いんじゃなかつて

います。

逆に一番弱い面を申し上げますと、これは旧安

保条約でございます。

旧安保条約がどういう表現

をしておつたかといいますと、これは基地を日本

国は供与すると、要するに、グランツ、与えると

合には「サッチフォースメイビーエーティラ

イズド」と、要するに「メイビー」と、要する

に義務ではないわけですね、「メイビー」と、「メ

イビーユーティライズド」ということで、これ

は日本文におきましても行使することが、「外部

からの武力攻撃に対する日本国のお安全に寄与する

ために使用することができる」と、メイの場合

には「サッチフォースメイビーエーティラ

イズド」と、要するに「メイビー」と、要する

に義務ではないわけですね、「メイビー」と、「メ

イビーユーティライズド」ということで、これ

は日本文におきましても行使することができます。

それで、アメリカはアクセプトするということに

なつておりますと、その場合に、攻撃があつた場

合には「サッチフォースメイビーエーティラ

イズド」と、要するに「メイビー」と、要する

に義務ではないわけですね、「メイビー」と、「メ

イビーユーティライズド」ということで、これ

は日本文におきましても行使することができます。

逆に一番弱い面を申し上げますと、これは旧安

保条約でございます。

旧安保条約がどういう表現

をしておつたかといいますと、これは基地を日本

国は供与すると、要するに、グランツ、与えると

合には「サッチフォースメイビーエーティラ

イズド」と、要するに「メイビー」と、要する

に義務ではないわけですね、「メイビー」と、「メ

イビーユーティライズド」ということで、これ

は日本文におきましても行使することができます。

それで、アメリカはアクセプトするということに

なつておりますと、その場合に、攻撃があつた場

合には「サッチフォースメイビーエーティラ

イズド」と、要するに「メイビー」と、要する

に義務ではないわけですね、「メイビー」と、「メ

イビーユーティライズド」ということで、これ

は日本文におきましても行使することができます。

逆に一番弱い面を申し上げますと、これは旧安

保条約でございます。

旧安保条約がどういう表現

をしておつたかといいますと、これは基地を日本

国は供与すると、要するに、グランツ、与えると

合には「サッチフォースメイビーエーティラ

イズド」と、要するに「メイビー」と、要する

に義務ではないわけですね、「メイビー」と、「メ

イビーユーティライズド」ということで、これ

は日本文におきましても行使することができます。

それで、アメリカはアクセプトするということに

なつておりますと、その場合に、攻撃があつた場

合には「サッチフォースメイビーエーティラ

イズド」と、要するに「メイビー」と、要する

に義務ではないわけですね、「メイビー」と、「メ

イビーユーティライズド」ということで、これ

は日本文におきましても行使することができます。

ル・アンド・ウイル、このグループと、それから
ウッドの、中間のウッドのグループと、それから
一番弱いメイと、その三つがあるわけですが、私
は、交渉の過程でいろいろ議論はあつたかと思
ますがけれども、この安保条約の五条は、危険なと
ころはシャル・ビー・デンジャラスと、あるいは
シャル・ビー・コンシダード・デンジャラスと言
うべきであり、イット・ウイルというふうに改正
といいますか、そういうような英文にすべきで
あつたかと思うわけでございますが、このメイと
ウッドとシャル・アンド・ウイルの関係及び今
見解について、外務省、いかがですか。

○政府参考人(林景一君) 大変広範な御研究をな
さりました御指摘でございますが、今の御指摘に
もございましたとおり、この現在の安保条約とい
いますのは、旧安保条約におけるます対日防衛義務
というものがこれはなかつたというふうには考え
ておらないというのが当時の政府の見解でござ
りますけれども、しかし、その書き方が非常に弱い
のではないかと。正に御指摘のポイント、「メイ
ビー ユーティライズド」というところがござい
まして、この対日防衛義務というものを明確化
もつと明確に書こう、明確化すべきではないかと
いうことでその交渉をいたしました際に、今幾つ
か例をお挙げになりましたけれども、その中
でアメリカがアジア太平洋地域におきまして当時
から多数の二国間の相互防衛条約というものを締
結しておつたわけでございます。

その中には米韓の条約もございます。それから、
A.N.Z.U.S. 米フィリピン、それ以外にも当時は
米加あるいはS.E.A.T.Oといつたものがございま
すけれども、このそれぞれのアジア太平洋におきま
す米国が締結しております相互防衛条約の正に
その肝の部分、防衛義務を書いたところでござい
ますが、そこが基本的な考え方としてデクレアし
ます、イット、イーチ・パー・ティーですけれども、その
締約国が「ウッド・アクトツーミートザ・コモ
ン・デンジヤー」という、そういうフォーミュラ
になつておつたわけでございまして、我が国とい

たしましては当時その旧安保の義務規定をより明確化するために、アメリカが結んでおる相互防衛条約、アジア太平洋における相互防衛条約と同様の規定とするということにしたわけでござります。

このことによつて、それではその義務が弱いではないかというところが先生の御指摘のポイントかと思います。

ちなみに、日英同盟につきましてはこれよりつと戦前、百年前の条約でござりますので、私、余り権威を持つてどれぐらいた申し上げられるかといふことがございます。戦争合法化、戦争が合法であつた時代の話でございますので単純な比較は困難かと思いますけれども、そこでウイルが使われておる、あるいはNATO条約でウイル・アシントということが使われておるということがござります。これは、例えばこれはワルシャワ条約なんかは、これは英語が正文じゃございませんけれども、その翻訳されたものではシャルを使っておるわけでございます。

こういう条約、法的な拘束力を持たせる、法的な権利義務関係を設定する条約の作り方として義務を書く場合にいろんな書き方があるわけでございます。これはシャル、いわゆるコマンドのシャルと言います。あの十戒のザウ・シャル・ノット・ステイルなんていう場合のシャルでござりますね。そういうものも、そのシャルというののは割合義務を明確にする場合に使われますけれども、それ以外にウイル、それからアンダーテーク、ツー、アグリー・ツー、いろんな形で、これこれすることを内容とする義務を設定するということをございます。

そのことの強弱を論じること自体、私は、こちらの方が強い、こちらの方が弱いということを余り細かく論じても意味はそれほどないのでないかななど。要は、当事国の意図としてここに義務を負うという、法的な義務を負うんだというその章団があるかどうかということではないかと思いま

これは、安保国会当時からもう繰り返し御答弁申し上げておりますとおり、安保条約の第五条はこのアメリカの対日防衛義務というものを明確に定めておりまして、この点については日本にその共通の認識がございまして、これは明確に義務であるというふうに思つております。

○福島啓史郎君 後段は私も同意するところでございます。今既にあるわけでございますから、それを実行、いかに条約上書いておつても実行されなければ意味がないわけでござります。

したがつて、問題になりますのは日米防衛協力の指針でござりますけれども、ちょっととその前に、もう一度確認しておきたいわけでございますが、昭和三十五年に、改定安保条約の審議の際に、五条は、日本が攻撃を受ければアメリカは当然に日本を守るということはこの五条から来ていること、防衛義務を掛けたという趣旨であると。宣言するとは言つておりますけれども、これがいわゆるアメリカに対しまして防衛義務を掛けたといいう趣旨であるという法制局長官答弁があるわけでございますが、その点について、法制局、今も変わりないということでしょうか。

○政府参考人(宮崎竜臺君) お尋ねの日米安保条約第五条は、「共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。」という規定になつておりまして、この宣言するという言葉につきまして、同条約改定当時の林内閣法制局長官が次のとおり答弁しております。

「宣言するという言葉は、」中略「アメリカと一
ては集団的自衛権を発動することを引き受けている
ることだと思います。それから日本はもともと
ろんこういう場合には個別的情報権を発動する
ということを宣言する。」中略します「そういう意味
での権利の発動を引き受けている、つまり条約で
お互いに宣言している、そういう意味において私
は義務の規定だと言われておるのだと思います。
す。」

以上は、昭和三十四年十一月十七日、参議院予

○福島啓史郎君　それで、安保条約第五条の言つております、自國の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう行動することを宣言するということで、憲法上の規定及び手続に従つて、というのがあるわけござります。したがつて、御案内とのおり、日本は憲法解釈上、集団的自衛権の行使ができないわけでござりますので、こうした我が国と米軍の関係、つまり、六条でもちまして、日本国^の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するために、アメリカ合衆国は、陸軍、海軍、空軍が日本国において施設及び区域を使用することを許されると、基地供与の規定が六条にあるわけでござります。

他方、相互的な武力行使につきましては、憲法上の規定及び手続に従うということから、これは從来から言われておりますように、日米安保条約というのは、物、つまり基地と、人、つまり軍隊の協力条約という性格だと言われているわけでございますが、この点については、外務大臣、いかがでしようか。

○政府参考人(海老原紳君)　今、福島委員がおつしゃいましたように、五条では米国の対日防衛義務を規定しておるわけでございまして、他方、第六条におきましては、我が国は憲法上集団的自衛権を行使することはできませんので、米国に対しまして、極東の平和と安全のためにも我が国の施設・区域の使用を認めるということで、言わば条約全体を通じまして日米双方の義務のバランスを取つてゐるということであると思ひます。

この条約をして物と人の協力条約というようなことも確かに言われることでござりますけれども、二〇〇一年の十月十六日、衆議院のテロ防止特別委員会におきまして、福田官房長官が、日米

安保条約、これはお互いに協力できる範囲で協力し合うという形であつて、相互補完的というふうに考るべきであろうと述べておられますけれども、それが一番正しい言い方ではないかといふうに考えております。

○福島啓史郎君 防衛庁長官にお聞きしますが、こうした形の片務的な条約、協力関係であるわけでございますが、果たして長続きするとお考えなのかどうか、これについてはどうお考えでしようか。

○国務大臣(石破茂君) これは、先ほどお答えがござりますが、あくまで片務条約ではない、非対称的双務条約である。そして、合衆国と我が国がどれだけ国益を共有するかということだと思います。我々が基地を提供し、それが地政学上意味があり、そしてそれを支えるだけの物的、人的資源があるということは、国益の共有といふやることだらうと思つております。

ただ、それ以外の、いろんなこの委員会で御指摘がありました。こういう場合はどうだ、こういう場合はどうだ、そういうことは、私どもはそういうことが起らぬよう、きちんと今ある法の運用というものに万全を期していくかねばならぬ、政府の立場としてはこのように考えております。

○福島啓史郎君 政府の立場としてはそういうことだと思いますけれども、私は、基本的に片務的ではありません、もちろん双務的なんですが、お互いに供給するものは違つておられるわけですね。そうしたもの、それを、そうしたときにそのバランスが取れないとお互いの国にとりまして不信感が生じやすいわけでございますから、私は、慎重な対応、つまりこうした、何といいますか、非対称型の条約をお互いに維持する上では努力をしていかなきやいけないと思うわけでございまして、その点を十分お願いしたいと思うわけでございます。

私は、その努力が正にこの日米防衛協力のためのガイドライン、九七年に見直しがされましたけ

れども、であるかと思うわけでございます。このガイドラインは、一九七八年、昭和五十三年の旧指針を見直して定めたものでございますが、その中で旧指針の評価といたしまして、日米安全保障体制の信頼性を増進する上で意味があつたと、しあし冷戦の終結という状況の変化があつたので見直しをしていくことが言わわれているわけでございます。

それで、その中で三つのことを言つておるわけでございます。日米協力指針は三分野から成ると、一つは平素から行う協力、二つ目は日本に対する武力攻撃に際しての対処行動、それから三番目には周辺事態の協力ということでございますが、この三つにつきましてどんなことを今までやつてきているのか。これは福田内閣官房長官にお聞きします。

○政府参考人(海老原紳君) ガイドラインについてのお尋ねでございますけれども、失礼いたしました。ちょっと突然の御質問でございましたので、私も資料がございませんけれども、平素から協力というのは、これは正にいつも日米間でいろいろな形で情報の交換を行つております。このことを指して平素からの協力ということだと思います。

それから、我が国に対する攻撃が行われる場合ということにつきましては、これは攻撃が差し迫つておる場合と実際に攻撃が行われた場合といふように分かれます。ガイドラインが規定しております。

○福島啓史郎君 そのお尋ねでございますけれども、私は、ちょっと突然の御質問でございましたので、私も資料がございませんけれども、平素から協力というのは、これは正にいつも日米間でいろいろな形で情報の交換を行つております。このことを指して平素からの協力ということだと思います。

それから、我が国に対する攻撃が行われる場合と実際に攻撃が行われた場合といふように分かれます。ガイドラインが規定しております。これから差し迫つた場合には日米間で調整のメカニズムを開始させるというようなことで、そろそろ差し迫つた場合には日米間で調整のための協力。それから、実際に我が国がもちろん攻撃を行われた場合について、日米間の共同行動、対処行動、これは安保条約五条に基づく行動でございますが、このときにどのような調整を行つていくのかということ。

それから、もちろん周辺事態につきましては、我が国の周辺における我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が起きたときには、基本的には米軍の行動に対して我が国ができる範囲

で協力をすることです。これについては周辺事態安全確保法が成立をいたしまして、その法的な整備も行われているということになつていると、うふうに理解しております。

○福島啓史郎君 それで、このガイドラインは、その基本的な前提及び考え方として、これは、この取組がいずれの政府にも立法上、予算上又は行政上の措置を取ることを義務付けているものではない。しかし、日米協力のための効果的な態勢構成が指針及びその下で行われる取組の目標であります。

○福島啓史郎君 そこで、このガイドラインは、その取組がいずれの政府にも立法上、予算上又は行政上の措置を取ることを義務付けているものではない。しかし、日米協力のための効果的な態勢構成が指針及びその下で行われる取組の目標であります。

○福島啓史郎君 おつしやるとおり、憲法の第六十六条第二項あるいは憲法七十三条等が根拠でございまして、防衛隊法等々によりまして、それを更に裏付けておるということだと考えております。

しかし、意思決定をする過程におきまして防衛長官がすべてを御存じであるということはないでございまして、どうしても、特に作戦等になりますと、あるいは武力行使というような事態になりますと、どうしても下部に意思決定を下ろしていかなきやいけないわけでございますが、その際の考え方、どういうふうになつておりますか。

○國務大臣(石破茂君) 基本的に、シビリアンコントロールというのは内閣総理大臣を長としてコントロールするということだと思っております。そして、我が国におけるシビリアンコントロールというのは、これはかつてのソ連にもシビリアンコントロールというものはあった。それはどういうものかといえば、共産党が軍を支配するという意味でのシビリアンコントロールがあつたといふふうに考えております。我が国におきましては、内閣総理大臣を長といたしまして、やっぱり政治任用の人間たちが、いわゆる軍事専門的なことは法制が、そしてまた予算でありますとかあるいは車の両輪として回していくということであろうと思つております。

○福島啓史郎君 その車の両輪がうまく回るようになりますが、そのための先ほどの統合運用なり人事交流というのを十分進めていただきたいと思うわけでございます。

時間を早くやめろということでございますので、私、最後に申し上げたい点は、私、正に先人の知恵に学び、着実な行動をしていかなきゃいけないと思うわけでございます。

冒頭申し上げましたように、昭和三十二年の国

防の基本方針、私は立派なことが書いてあると思うんですね。かつ、先ほども言いました昭和三十年の安保改定、片務的な協定を双務的になるよ

うに、正に岸総理がその身命を懸けて改正をされたわけでござります。また、先ほど申し上げましたように、アメリカに対する武器技術供与、これが兵器体系を変えていったわけでござります。そこから正にミサイル防衛という新しい、正に私は日本にふさわしい兵器体系ができてきたと思うわけでござります。

P.K.O法あるいは周辺事態法、それらと今回の有事法制、そういった際に、私は先ほど、先人に学ぶ、知恵を学ぶというふうに申しましたけれども、総理のリーダーシップが見えないうらみがあるところは私は非常に残念であると思うわけでございます。

先人の知恵に学び、未来を見据えて、つまり、未来の、歴史の評価に堪え得る着実、的確な行動を取られることを特に官房長官にお願い申し上げまして、総理にお伝えいただけることをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○委員長(山崎正昭君) 本日の質疑はこの程度といたします。

○委員長(山崎正昭君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律案の一部を改正する法律案の三案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十五分散会

平成十五年五月二十八日

【参議院】

平成十五年六月四日印刷

平成十五年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F